# R4グリ コウノトリ救護センター(仮称)一時保護施設整備工事

# 設 計 図

# 図 面 目 録

図面番号	意 匠 図 面 名 称	縮尺	図面番号	設 備 図 面 名 称	縮尺
A-01	特記仕様書(1)	Non	E-01	電気工事 特記仕様書	Non
A-02	特記仕様書(2)	Non	E-02	電気工事 配置図	1/100
A-03	特記仕様書(3)	Non			
A-04	特記仕様書(4)	Non	W-01	管工事 特記仕様書	Non
A-05	全体配置図	1/300	W-02	管工事 器具表 埋設配管施工要領図	Non
A-06	現況配置図、現況縦横断面図	1/100-1/50	W-03	給排水衛生設備 平面図	1/50
A-07	配置図、附近見取図、支障物件確認図	1/100			
A-08	仕上表、面積表、ALVS計算	1/100	M-01	空調工事 特記仕様書	Non
A-09	平面図、屋根伏図、立面図、断面図	1/100	M-02	冷暖房設備 平面図	1/50
A-10	天井伏図、建具配置図、建具表	1/100			
A-11	平面詳細図	1/50			
A-12	A棟矩計図	1/25			
A-13	部分詳細図	1/30			
A-14	室内展開図	1/50			
A-15	基礎伏図・基礎詳細図・柱脚詳細図	1/20·1/50			
A-16	撤去配置図・横断断面図	1/100-1/50			
A-17	概略工事工程表	Non			

課	長	副課長	課長補佐	課長補佐	係	長	課	員	担	当

株式会社オーケーエー

1	I. 工事概要		章 項目	特 記 事 項	項目	特 記 事 項
Compared			3. 安全衛生管理			上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この
### 44.00% - 1.00%   1	1. 工事名称	R 4 グリ コウノトリ救護センター (仮称) 一時保護施設整備工事		◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。		
1	2. 工事場所	名西郡神山町阿野				定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること、ただし、 諸級の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
### Case   Company   Compa	3. 敷地面積					また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について
### 1 ALTON	4. 工事種目	整備內容				
1.   #86.5	/124	ユニットハウス 平屋建て 床面積 24.75㎡				物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により,適正に処理されているか確認するとともに,監督員に
## ACCOUNTS AND PROJECT OF THE CONTROL AND PROJE		屋外ケージ 床面積 13.46㎡		○受注者は 丁事の施工策所及びその周辺にある地上地下の既設構済物について丁事(仮用い等仮設対設置を		
#### 1 1927年						<ul><li>◎受注者は、資源の有効な利用促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。) に基づく建設</li></ul>
### 1	5. 工事区分			すること。		業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建 説省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサ
1		整備工事に係る機械設備工事一式				イクル法) 施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という.) において、コンクリ
	6. 工 期	工事完成期間は令和 年 月 日とする。		位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。		
************************************						により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない.
□ 1 日本日本	II. 建梁丄爭仕禄書					
□ ( ) この主義を基準を関いまた。						工事,又は一定規模以上の工事において,建設発生土,コンクリート塊,アスファルト・コンクリート塊,
### 2016 12 (2) 20 PR (1997) 1 PR (1997)						
### (ACT ADDRESS AND ALL CONTROLS AND	<u> </u>					受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOB
	般			○高さ字件 機械学太保伽白動車に接立いた乗立けな船白動車がと初子ル乗を作って 10 高点で字件 機械学太保伽白動車に接立いた乗立けな船白動車がと初子ル乗を作って 11 カール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		RISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 母注者は、CORRISON かにおいて、参照の供給でおび始出する副産物の第24年について、その整理
	通					名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。 ただし、バージン材を使用する生コンクリート
### (Procedure Control Contr	項	○本丁車のうと零年丁車及び第丁車について 下陸衆本去体中ナ2根△は 丁亩の佐ェに上八七帙+ 1 47 章		整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない.		
### 000-100-100-100-100-100-100-100-100-100				◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレー		⊗土字に影音のの句型四四四年女連四寺(「有「帯)
1. 日本製造業である。				ンのブームの格納,ダンプトラックの架台の下ろし等について,走行前に複数の作業員により確認しなけ	5. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJAS
				1018/8 ጋ/ፈኮ.		
9 日本						
の必要性では、						
の上上が利用しています。		(5) 公共建築工事標準仕様書(平成31年版)等				
### 1990年では、「中国教育の関係できょうない。「中国教育の関係できょうない。「中国教育の関係を含まっていた。「中国教育の関係を含まっていた。」では、「中国教育の		◎施工条件は次による.				<ul><li>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、</li></ul>
####################################						品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。
他が利用温度   によっちをそれた影響を持く他がある。						
他が利用温度   によっちをそれた影響を持く他がある。		◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成		◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保する		
### (1.5 をごとが持っておきたが) (1.5 を対象性がある。		13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする.		とともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること.		- 111
ただし、実際には当る作品を大きな機能により取り、情報を登出したが、「お野の経過を対していって、「お野の後の表と、「お野の経過を対していって、「お野の経過を対していって、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野の経過を対していって、「お野の経過を対していって、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野の経過を対していって、「お野の後の表と、「お野のなる、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野の後の表と、「お野のなる」」「お野の				また、監督員から「貧機材保管計画書」(自田様式)の提出を氷められた場合には、迷やかに提出すること。		
ただし、新春神性は、最初後の対した時代の大きなできない。		ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。				
の本工事に持有する土土機能、「保市が入海管型理機構能定動作者」は、主要保管理機能が対しておいる。  本力・主ないたいため、 のため、 のため、 のため、 のため、 のため、 のため、 のため、 の						(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した
会報が正、可信は、日 無理解析であり、正との全部を含れまから大きな理想を持有機の関係であったとし、 まだり大学を理想を対象を使用するでは、他のでは、またまでは、自然を使用する情報を表した。 ガストに発展である。 文文と、大きなないでは、他のでは、大きなないでは、他のでは、自然を表している。 文字とは、工事では、「自然を表しないでは、自然を表しました。 からな、ままれて大きないでは、一般では、大きなないでは、自然を表しました。 では、ままれて、とは、自然を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま						木材」とは次のことである.
第出版の大型を登積を開発を使用する。「東京の大型を登積を開発を受け、実際を表現した。「東京の大型を受け、実際を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。」、「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。」、「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。」、「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。」、「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型を表現している。」として表現した。「東京の大型と表現している。」として表現した。「東京の大型と表現している。」として表現した。「東京の大型と表現している。」として表現した。「東京の大型と表現している。」として表現した。「東京の大型と表現している。」として表現した。「東京の大型と表現している。」として表現した。「東京の大型と表現している。」として表現した。「東京の大型と表現している。」は、「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型とより、「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」 「東京の大型と表現している。」」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」 「東京の大型と表現している。」」として表現している。「東京の大型と表現している。」」として表現している。「東京の大型と表現している。」」として表現している。「東京の大型と表現している。」」として表現している。「東京の大型を表現している。」」として表現している。「東京の大型と表現している。」」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として表現している。「東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。「東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。「東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。「東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。「東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。「東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。」として、東京の大型と表現している。」として、			4. 工事現場管理	◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること.		
あらいなこれに共興機能を主張した政党と関係を表現した観光を観光を開きていた記憶を取得している。これにより知らいた。これにより知らいたこれにより知らいた。これにはないた。これにはないたるいにはないにはないたるいにはないたるいにはないたるいにはないにはないたるいにはないたるいにはないたるいにはないたるいにはないにはないたるいにはないたるいにはないないにはないにはないにはないにはないにはないにはないにはないにはないに		排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出				
することで表面が対象性型整理機能の単一を入ってす。これによる場外を使用する他のと する。以、無数の大型を登出機能の対象を対象を発生を使用する他の、指摘 で表面である。と表示するので表面を対象がある。 の場所では、対象を対象を対象を対象を対象を表して表示する。 の表面では、表面を表面を表しました。対象の数数に対象を表しました。対象の数数に対象を表示すると の表面では、表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表						
# 様見 は		することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものと		◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾		ければならない。
する。  ②本工事で限計する課金機を実施されより特定自主検索が構造がしたている課金機的は、1年 3月9年11日報告主教会を実施方の機能を使用し、その検索証明を検索を使用し、その検索証明を検索を使用し、その検索証明を使用していては、管理素がして、20分割を検索を実施するの機能を使用し、その検索証明を検索を持たこと  ②を基別書き換していては、管理素がした。 「日間配置すること 一般性質は「自動に受力すること ・・本工事は、実得素等の検証等・「要性表に基づく管理機能とし、原示する場所に「日間配置すること ・・本工事は、実得素等の検証等・「要性表に基づく管理機能とし、原示する場所に「日間配置すること ・・本工事は、実得素等の検証等・「要性表に基づくを発展の変形性、実践を持つない。 「日間配置すること 」 ・・金属者は、は、1人医、1人、東、カ、シ・ラも販売を輸用したと表して、受力を発展がある場合では、では、実施が大きな発展を発展がある。 「日間配置すること」 ・・金属者は、は、1人医、1人、東、人、シ・ラも販売を輸用したと表し、実施が大きな発展を発展した。 「会理がけること」を表して、受力を発展がある場合して、受力を表して、実施が大きな発展を発展している。 「会理がけること」を表して、受力を表して、実施が大きな発展を表して、対している。 ただし、実施が大きな発展を表している。 「会理がは、大きな手で、大きな						(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写し により県産木材であることを示す事類を監督員の提出しなければならない
する。				格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。		(5) 県内の森林から直接調達するなど,前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入
の他工作無法に添付し担地であること  ② 交通報音響音楽に正立く音楽像とし、図示する場所に 1日間配置すること  ・ 本工事は、警告者の投資を発す事業の表面でいては、報告者の大きなが、						した書類を監督員へ提出しなければならない。
○交通報告書画自ていては、警備表社に多くの響画とし、短示する場所に「日間配置するとと ・ 本本部に「日間配置するとは、実施を持つ場合に関する。 ・ 本本語に「毎月の他表生に関する。日間では、選手の場合では、関する。日間では、関する。日間では、関する。日間では、関する。日間では、関する。日間では、関する。日間では、関する。日間では、関する。日間では、関する。日間では、関する。日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、				◎発生材の処理等は、次により適正に行う。		◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製
・ 本工事は、整備員等の設定等により規定された交通影響管理機を持つ場所に 一般以上の政党会合格等機の設定が、各種材付かられている。 ・影像主法を選手するととは、定性を建立式基準等機関機の設置が構造の運動が進発を行う構作されている。 ・影像主法を選手の必要を含め着機の機の開発が発生がある。 ・影像主法を選手の必要を必要を対した。 ・型性を対するととは、定性を対するとをは、定性対するとと、 ・型性を対するとをは、定性を対するとをは、定性対するとをは、 ・型性は、定性を行うて直接等ではを関係している関点を経知者の写し等対析条件の確 ができる資料を書前に監督へもしている関点を経知者を検用し、かっ、監督員等の残水が あるときは、これを表示するととは、実施者の機能である。 ・型はは、発生を持つうな直接等機構を制度の設置が重要を機能し、かっ、監督員等の残水が あるときは、これを表示するとと、 ・型性は、発生を持つうな直接等機構を制度の設置が重要を機能し、かっ、監督員等の残水が かるときは、これを表示するとと、 ・型性は、発生を持つうな直接等機構を制度が表述を対象を認定の要加に切りたければならない。 ・型性は、発生を持つうな直接等機構を制度が表述し、当時に指揮する姿性を使用する事を放するとと 図 ・型性は、対理が必要を検索がある。 ・型性は、発生を持つうな直接等機構を制度が表述し、当まに指揮する器を見をいい、様化の規定はよる場合を記載する。 ・型性は、発生を持つうな直接等機構を制度が表述し、当まに指揮するでは、関連を整理が表述し、性に対象を認可する。 ・型性が、大型器等機構の制度が表現し、活性はならない。 ・型性が、大型器等機構の制度が表現し、活性はならない。 ・型性が、大型器等を関係を制度が表述し、活性は対象ならない。 ・型が対すると、 ・型性が、大型器等機構の制度が表現を表面に監督を対象を表面に監督を表面に定述を表面に定理を表面に ・業権の関係を表面に定述を表面に表面に定述を表面に						品の仕様及び指定工法による.
● 警備兼法 至 1人 信 1人 液 0人・うち検究を恰置書稿入い を見込んでもる。 ・常備業法を遵守するとともに、 安上者は文連議等警備員の以置計画書及公合施証明書の写し等資格要件の確 認ができる資料を参加に監督員へ提出すると。 ・配置された検定合格証明書の写して表示すると。 ・配置された検定合格証明書を携入 かったできる異性を動作に登録し、保証に提考している間合格証明書を得得し、かっ、監督員等の議定が ・受法者は、 先え者が行う交通誘導管備員的務実制資の実施に協力しなければならない。 また、 持度工事の。 ・受法者は、 「交通誘導管備員的務実制資の実施に協力しなければならない。 また、 持度工事の。 ・受法者は、 「交通誘導管備員的務実制資の実施に協力しなければならない。 また、 持度工事の。 ・受法者は、 「交通誘導管備自動務技術協議できる資料 (動務伝展)で写し)とと ・包に、 1月間に監督員へ提出しなければならない。 とい、 機力の規定とともに、 実を検索を使用する場合は、 保証で表示を持て表示を ・受法者は、 「交通誘導情報」動務技術協能できる資料 (動務伝展)で写し)とと ・包に、 1月間に監督員へ関連出土 なければならない。 「他別ならいすればならない。 「他別ならいすればならない。 「他別を分 ・受法者は、 本工事の一部を下請に付する場合には、 復島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努力のければならない。 「他別を分 ・の会社名 加分性 (根抜き) は、 1月間に登録)の報題は出土 なければならない。 「他別を分 ・企業検索を使用に対しないまた」 (表面、 1月間に対して対しなないを ・企業検索を使用に対して対しなならない。 「他別を分 ・企業検索をは、 本工事の一部を下請に付する場合には、 復島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努力のければならない。 「他別を分 ・企業機の分)(後) 総金属へ侵息認定者 他島市実所 11目 12 19・8 0 t 世島市実所 11目 12 19・8 0 t 世島市実所 11目 12 19・8 位別は 11目 12 19・8 位別 は、 2日間の財料を使用している製品 (企業機の工事を対した工事)を表すした製品(二次製品・であればり を変すとして取り扱う)。 注2 別大を記述表示機が工むした工事 (日本工事) で加工、製造した製品も実内を変すとして取り 注3 公 大陸後正 工事機を工事機を仕事書そのた間達する示方書等の基本を満たす資材、製品であること・ ・監督者に対して知りまたとも、 第2 別が表すしまである。 第2 日間を記述する。 「おればならない 「他別を分」 19・8 10 0 t 世島市実所 11目 12 19・8 0 t 世別で加工、製造した製品・「本れ製金」 2日間の財料を建した工事が対した。 「全別を対して取り場」 2日間の財料を建した工事が関立した工事 (日本工事) で加工、製造した製品・「本れ製金」 2日間の財料を定した工事 (日本工事) で加工、製造した製品・「本れ製金」 2日間の財料を定した工事 (日本工事) で加工、製造した製品・実内の変すと正すが関立した工事 (日本工事) で加工・製造した製品・実内を変すといないまた。 1日間の財料を定した工事 1日に対するのよりを表示した製品・「本れ製金」 2日間の財料で立した工事 1日間に対するのよりを表示した製品を表示した製品・実内を変すと変するとある。 2日間の財料を記述する。 2日間の財料を定した工事 1日間に対するのよりを表示した製品・実内を変する。 2日間に対する場合いである。 2日間に対するのよりを表示します。 2日間に対するのよりを表示した製品・実内を表示した製品を表示した製品・実内を表示した製品・実内を表示した製品・実内を表示した製品・実内を表示した製品・実内を表示した製品・実内を表示した製品・実内を表示します。 2日間に対するのよりを表示した製品を表示した製品を表示した製品を表示した製品を表示した製品を表示した製品を表示します。 2日間に対するのよりを表示します。 2日間に対するのよりを表示します。 2日間に対するのよりを表示します。 2日間に対するのよりを表示します。 2日間に対するのよりに対すると、 2日間に対するのよりに対すると、 2日間に対するのよりに対すると、 2日間に対すると表示します。 2日間に対すると表示します。 2日間に対するといまればないます。 2日間に対すると表示します。 2日間に対するといま		・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に				◎県内産資材の使用
・愛機素社を遵守するととは、受注者は交通誘導階側の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を審判に監督員へ提出すること。 ・配置された接定合格室側は、集別に定年している間は合格証明書を提売し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを掲示すること。 ・企業主義、発生が行うる。選挙では、発生が行うる。 ・企業主義、発生が行うる。 ・企業主義、発生が行うる。 ・企業主義、発生が行うる。 ・企業主義、大皇主が行うる。 ・企業主義、大皇・大郎、発生力は、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、						(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければなくない。 ただし 特別の理力がある場合に、の限してない。 なた、WTの対象工事については
・配置された検定合格質偏負は、未料に炒の建設資材について、県内産資材の別を施工計画書に記載する物とする。ま あるときは、これを掲示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導管備員勤務実施調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の 一部について下請負臭物を締結する場合は、当路下請負工事の受法者(当該下請負工事の一部に係る二 次以降の下請負人を含む) も同様の職務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「月毎に監督員へ「部提出しなければならない。 ・企業条業物の種類 の会社名						the second control of
あるときは、これを掲示すること・ ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備負勤務実態調達の実施に協力しなければならない。また、対象工事の 一部について下競換人勢を結束する。 ・受注者は、受達誘導警備負勤務実態調査の実施に協力しなければならない。 次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備負勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が完成する。 ・受注者は、「交通誘導警備負勤務実績報告書」を作成し、動務実績が確認できる資料(勤務伝展の写し)とと もに、1月毎に監督員へ部提出しなければならない。 ・受注者は、本工事の一部を下頂に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先し て選定するように努めなければならない。  2. 工事関係図書  ②施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画書を作成し、整備に提出すること。 ・企業の分別を記載する。 ・企業の分別を記載する。 ・企業の分別を記載する。 ・企業を表別の種類 の会社名 処分地 運搬距離 処理単価 人 (根限金) 単位 (中間処分) は (機能・加加工行 (根限金) 単位 (中間処分) は (機能・加加工行 (根限金) 単位 (中間処分) は (機能・加加工行 (根限金) 単位 (中間処分) は (機能・対理した対しればならない。  ②施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画書を作成し、整備の工権で加工、製造した製品(二次製品)であれば別を重視した。 ・企業の分別が、対して、対して、関係の工権で加工、製造した製品(二次製品)であれば別を重視し、定義の計と、対して、関係の工権で加工、製造した製品のであれば別を選付して、 (権・対理の表別・対して、関係の工権で加工、製造した製品のであれば別を重視し、定義の工作の対して、 (権・対理の表別・対して、関係の工権で加工、製造した製品のであれば別を重視し、定義の主が場外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品に大変組の「企業材として取り込う」 ・注意者として取り込む ・注意者として取り込む ・注意者といた教育の主体を表が集外に正地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も作品を資材として取り込む ・注意者として取り込む ・注意者とは、1地下理設物等の近後作業に関する示方書等の基準を満たす資材、製品であること・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				のについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替		(2) 原外本は、土井以前の海部次村について、園市立次半へ四ナヤマジ末本に25章より生しより、より
- 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員動務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部にいて下摘食契約を締結する場合は、当該下前負工事の一部に係る二 ・産業無業物の種類ことに下庭を指定する。 ・受注者は、「交通誘導管備員動務実積網を書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝展)の写し)とと もに、1月毎に監督員へ「部提出しなければならない。 ・受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。 ②受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。 ②受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。 ②修正に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、 監督員に提出すること。 ②施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、 監督員に提出すること。 ②加速のは、当該下前負工事の実施と関係できる資料(動称伝統) また。対象に関係できる資料(数別に対象の実施に協力しない。また。対象には関係できる。また。対象には関係できる資料(数別を重要に関係の関係に関係の表別を関係に関係の表別を重要に関係の表別を関係の理解に関係の表別を関係の主な部分を果内度出の原材料を使用している製品 ②ののは、本工事間係図書 (権)・企業の表別に関係の表別を自身に提出すること。 ② 徳島市及日町月/宮部社 (本) 19.8 0 t は 他島市液中間で加工、製造した製品(二次製品)であればり 企業の表別に関係の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別に関係の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表				える、以下回し、八一報百し扫示を叫くこと。		(2) 受汪者は、不材以外の建設資材について、県内産資材の別を施工計画書に記載する物とする。また、 請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を
次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。  - ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともし、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。  - ・受注者は、「交通誘導警備員動務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともし、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。  - ・受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。  - ② の受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。  - ② 修鉱工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、整督員に提出すること。  - ② 上部の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して収製品であればり金属(処分) (株)配金属水優良認定業者 徳島市入田町月/宮74-2 徳島市本川 1丁目 12 で適用する事項)を設した製品(二次製品)であればり金属(処分) (株)配金属水優良認定業者 徳島市本田海岸町(番90号 徳島市本田海岸町(本の日 徳島市本田海岸町(番90号 徳島市本田海岸町(番90号 徳島市本田海岸町(本の日 世本田本田本田田舎には、「地下理教神本田田舎には、「地下理教神本し上町西路の日 世界田本田田舎には、「地下理教神本し上町西路の日 日本田田舎には、「地下理教神本し上田田舎には、「地下理教神本し上田田舎には、「地下理教神本上上町西路を作成し、「地下理教神本上上町西路の日 「全部本本上上町市西路の日」」 「55.2 15.000 m3 日本田田舎には、「地下理教神本上上町西路の日」」 「55.2 15.000 m3 日本田田舎には、「地下理教神本上田舎には、「地下報表本上田田舎には、「地下理教神本上田舎には、「地下報表本上田舎には、「地下報表本上田舎」」 「55.2 15.000 m3 日本田田舎」」 「本田田舎」」 「本田田舎」 「本田田舎」」 「本田田舎」 「本田田舎」		・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の				使用できない理由を記載した施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾
・受注者は、「交通誘導警備員動務実験報告書」を作成し、動務実験が確認できる資料(動務伝票の写し)とともに、月毎に監督員へ1部提出しなければならない。  ***********************************		次以降の下請負人を含む.) も同様の義務を負う旨を定めなければならない.		加分許可業者 所在地 運搬距離 <u>你</u> 理単価		
□ンクリート(無筋) 「ハナワリート(無筋」 「ハナワート(無筋」 「ハナワリート(無筋」 「ハナワリート) 「、「利力・製造された製品 「ハナワリート(無筋」 「ハナワリート(無筋」 「ハナワリート(無筋」 「ハナワリート(無筋」 「ハナワリート) 「ハナワリート(無筋」 「ハナワリート) 「ハナワリート(無筋」 「ハナワリート) 「ハナワリート 「ハナワリート」)「ハナワリート(無力・大りリート)ト)(中国・大りリート))「ハナワリート))「ハナワリート)」」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」「ハナワリート)」」「ハナリート)」「ハナリート)」「ハ						
● 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。  2. 工事関係図書  ②施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出すること。  ②施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出すること。  ②自由 では、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。  ②使えるは、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して数場に一次製品(であればりで加工・製造した製品・「次型品)であればりで加工・製造した製品・「次型品)であればりで加工・製造した製品・「次型品)であればりで加工・製造した製品・「次型品)であればりで加工・製造した製品・「次型品)であればりで加工・製造した製品・「次型品)であればりで加工・製造した製品・「大材 「物徳島興産☆優良認定業者 「徳島市東沖州 1丁目 1 2 位息所第本の場合計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出すること。  「本材 「物徳島興産☆優良認定業者 「徳島市東沖州 1丁目 1 2 位息所兼用油 1丁目 1 2 位息所兼用油 1丁目 1 2 企業が見からして取りが正さり、注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること・「実が割まみよし可加売5999・1 55. 2 15. 000 m3				コンクリート(無筋)   パバ'パウワルート(株) ☆優良認定業者   徳島市入田町月ノ宮74-2   900   t		② 徳島県内の工場で加工、製造された製品
2. 工事関係図書  ②施工に先立ち,実施工程表,工事の総合計画をまとめた総合施工計画書を作成し, 監督員に提出すること.  ③上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。  ②施工に先立ち,実施工程表,工事の総合計画をまとめた総合施工計画書を作成し, を場合が表示が書等の基準を満たす資材、製品であること.  「成場の東水川・町 10,000 t 信息市津田海岸町 2番90号 信息 10,000 t を記述 2・2・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3				◆屋/M/八) (持)和◆屋+ 原白冠白金金 徳島市東沖州1丁目12		注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内 産済 サント て 取り切っ
2. 工事関係図書 □施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書を作成し、 監督員に提出すること。 □好郡東みよし町加茂6001-1 □公上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 □好郡東みよし町加茂5099-1 □が理談物等の近接作業に関する事項」を設けること。 □好郡東みよし町加茂5099-1 □が理談物等の近接作業に関する事項」を設けること。 □好郡東みよし町加茂5099-1 □が理談物等の近接作業に関する事項」を設けること。 □対郡東みよし町加茂5099-1 □が理談物等の近接作業に関する事項」を設けること。						注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う.
<ul><li>⑨上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</li><li>「廃プラ (有)久保衛生 (有)久保衛生 (有)久保衛生 (有)久保衛生 (有)久保衛生 (有)久保衛生 (有)久保衛生 (有)久保衛生 (日) (本) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日</li></ul>	2. 工事関係図書			木材   有徳島興産☆慢良認定業者   徳島市津田海岸町2番90号		注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること.
◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。		◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。				
		◎施工図,現寸図,見本等は,監督員の指示により速やかに監督員に提出すること. 				



	●日付		●工事名称			●図番	
	2022.06.20		R4グリ コウノトリ	リ救護センター(仮称)	一時保護施設整備工事		A — 0 1
			●図面名称			●縮尺	
_	1			姓記什様聿 (1)			Non

章  項 目	特 記 事 項	章  項 目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項
1 章	◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年	11. 完成図等	◎電子納品:対象		(5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。
一 一 般 共	法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ、))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ②受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用することを対しませない。		◎提出書類       ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・原図版)         ・工事写真(写真帳1部(・着手前・・完成写真))、電子データ2部)		<ul><li>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、 再度測定を行う。</li></ul>
連 事 項	するよう努めなければならない、また、県内企業調達建材等の別を施工計画書に記載するものとする なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を施工計画書 に記載し、監督員の承諾を得なければならない。		・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付),電子データ2部) ・保全に関する資料	14. デジタル工事写真の小黒 板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、 デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。
6. 化学物質を発散する建築 材料等	<ul><li>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</li><li>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルポード、その</li></ul>		◎竣工図は関係図面 (データ貸与) を修正して作成すること. 竣工図データは、関係図面 (データ貸与) を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を CD-R等に保存する。		◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について (県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。
	他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		<ul> <li>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。</li> <li>完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</li> </ul>	章         項         目           2         1. 敷地の状況確認           章         1. 敷地の状況確認	特 記 事 項 ③着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、 排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
	(3) 接着剤は、フタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2ーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤 を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しな		今兵で町曜に埋跡できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。	仮設 2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM( )を±0とし、NGLはBM±( )mmとする. ただし、監督員の指示により決定する.
	いか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料 (塗り床を含む) は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼンを発散しないか、 発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルム アルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		区 分         サイズ           着手前         カラー、手札版又はサービスサイズ           施工中         カラー、手札版又はサービスサイズ           完成写真         カラー、手札版又はサービスサイズ	3. 足場等	<ul> <li>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。</li> <li>①労働安全衛生法に基づく構造規格</li> <li>②(社)仮設工業会の認定基準</li> </ul>
7. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、 又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。		<ul><li>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。</li><li>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」と</li></ul>		また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録 工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじ め強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
	◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直とを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。	12. 火災保険	いう。)すること。  ②対象物  工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。		◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなっこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
	⑨他工事と取り合い区分       項目     建築工事     電気工事     管工事     空調工事     その他       梁、壁、床スリーブ入れ     〇     〇     〇		<ul><li>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</li></ul>		届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
	同上穴埋補修         O         O           スリーブ開口補強(鉄筋)         O           同上(リンブレン等)         O		(1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)		指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。  ②受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
	床、天井点検口     O       設備機器天井開口墨出     O       同上切込み及び開口補強     O		◎付保する時期及び金額		◎内部足場(種類:脚立足場)
	衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め O		鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相 当額を付保さる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m²程度)・ <u>設けない</u> )
	<ul><li>縦樋(GLまで)</li><li>盤. 便器等の箱入れ</li><li>同上補強</li></ul>		また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 ②保験終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。	5. 工事用用水,電力等	◎既存電力利用(出来る ・ <u>出来ない</u> ),電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。
0 ## 1 0 7 7	総排気ガラリ取り付け O 空間機器類の基礎工事 O		なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。		◎既存用水利用(出来る ・ <u>田来ない</u> ), 用水料金(有償 ・ 無償 ) ただし、施設管理者と協議すること.
8. 技能士の適用	◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を 指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する 資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品		<ul><li>◎その他</li><li>(1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</li><li>(2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</li></ul>	6. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に・[用意していないので業者にて])設けること. ただし、施設管理者と協議すること.
	質の向上を図るための作業指導を行うこと、技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 〇印 ・・・ 適用作業	13. 室内空気中の化学物質の 濃度測定	<ul><li>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること.</li><li>学校:ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン学校以外:ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン接取器異は受注者にて用意すること。</li></ul>	7. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
	仮設     とび     ・とび作業       鉄筋     鉄筋施工     ・鉄筋組立て作業       コンクリート     コンクリート圧送施工     ・コンクリート圧送工事作業       型枠     型枠施工     ・型枠工事作業		測 定 対 象 室 測定箇所数 測定は、次のいずれかにより行う。		◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)5千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
	鉄骨     鉄工     ・構造物鉄工作業       防水     防水施工     ・シーリング防水工事作業       木     建築大工     ・大工工事作業		・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第5 6-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法		◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
	金属及びとい     建築板金     ・ 内外装板金作業       左官     左官     ・ 左官作業       建具     サッシ施工     ・ ビル用サッシ施工作業		・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気		<ul><li>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。</li><li>○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された。</li><li>女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</li></ul>
	カラス施工         ・カラス工事作業           塗装         ・建築塗装作業		測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具, 押入等の収納部分の扉を含む)を開放し, 30分間換 気する.	章  項 目	特記事項
	・ 銅製下地工事作業       内装       内装仕上げ施工       ・ ボード仕上げ下事作業       ・ ボードセンター・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー		(2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する. ただし,造り付け家具、押入等の収納部 分は開放したままとする.	3 1. 根切り章	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
	・カーテン工事作業       配管     ・建築配管作業       植栽     造園       ・造園工事作業		(3) 測定       イ (2) の状態のままで測定する。	土工事	◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
9. 設計変更箇所確認	機械設備 冷凍空気調和機器施工 ・ 冷凍空気調和機器施工作業 ②工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに		ロ 測定時間は、原則として24時間とする. ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする. なお、8時間測定の場合は午後2時~3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分~18時30分ま		◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
	定期的に確認すること ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認 すること		での時間帯で測定する. ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする. ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする. ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする.	2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。
10. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、 承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、 監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。		(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する.	3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は( A種 ・B種)・C種 ・ D種 )とし、機器により締め固める.



●日付		●工事名称	●図番		株式会社 オーケーエー
2022.06.20		R 4 グリ コウノトリ救護センター(仮称)一時保護施設整備工事	A -	- 0 2	作 ス エ ク /
		●図面名称	●縮尺		一級建築士登録 第211579号 岡 明 彦
		特記仕様書(2)	N	o n	做注末上並採 为211010号 同 切 肜

章  項 目	特 記 事 項	章 項 目	特記事項	章  項 目	特 記 事 項
3	◎六価クロム溶出試験を(行う・行わない). ← - + 規A	6 1. 一般事項	◎コンクリートの種別 1 新川 (A 5700 - の本人 # 節野 + b + コンカリー 1 )	8 コンクリートブロック帳壁	<b>≧</b> ◎コンクリートブロックは、JIS A 5406による規格品とする.
章	行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出する ものとする。	章	- I類(JIS A 5308への適合を影認されたコンクリート) - Ⅱ類(JIS A 5308への適合したコンクリート)	章 及び塀	断面形状   圧縮強さ
土工事	六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。	コン	◎設計基準強度		型枠状) (08~40) 高精度) 防水性) (mm) 長さ 高さ
	土質条件,施工条件等により試験方法,検体数に変更が生じた場合,試験の結果,六価クロムの溶出量が	ý     1	コンクリート 設計基準強度 調合管理 スランプ 強度試験の 看期 気乾単位 容積重量 適用箇所		
	土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。	i	Fn(N/mm²)   Time   (t/m²)     普通   21   21   18   有   基礎	事	
4. 地均し	◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。	事	普通 18 18 無 土間		◎充填用及びまぐさのコンクリートはお類とし、呼び強度F=21、スランプ21cmとする. 上記以外のコンクリートは、設計基準強度F=24W/cm²
	©地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ				
	面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める.				◎壁及びまぐさの配筋は図示による.
5. 建設発生土の処理	◎場外搬出適正処分とする. 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場		◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする. なお、構造体強度補正値(S)は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢		◎壁配筋の継手定着及び端部の折り曲げ形状は図示による.
	所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定		28日までの予想平均気温に応じて定める。		◎モルタルの調合は、標任8.2.1とする.
	事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要		◎コンクリートの強度試験	章  項 目	特 記 事 項
	はない		コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする. ・第4週強度確認	9 シーリング	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
	◎土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。		原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。	防防	シーリング材の種類     目地寸法       記号     主成分及び硬化 機構による区分     施工箇所     幅 深さ     (引張、簡易)
6. 建設発生汚泥の処理	◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。		ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。		部号 機構による区分 物 水で (Jijk, in/20)
章  項 目	特 記 事 項	 	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、 標仕 表6.2.3による.	事	
4 1. 捨コンクリート地業等	◎材料は、市場品とする。				
章	- 砂利及び砂地業 - 砂利は, ( 切込砂利 ・ 切込砕石 ・ 再生クラッシャラン )とする.		◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A · B · C)種とする.		ただし、接着性試験は、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて試験
地業	種 別 使用部位 厚 さ 粒度範囲		◎コンクリートの仕上がりの平たんさは標仕表6.2.5による。		を省略することができる。
事	切込砂利	3. 普通コンクリート	◎セメントの種類は、普通ポルトランドセメントとする。		◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う · 行わない).
	再生クラッシャラン		◎骨材は、標性6.3.1(2)による.	章 項目	特記事項
	・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。 締固めによる凹 凸は目つぶし砂利で上均しをする。		◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる ・ できない ).	12 一般事項	◎工事現場搬入時の含水率は(A ⋅ B)種とする.
	・締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。		<ul><li>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</li></ul>	*	◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の処理区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K
				事	1570) (木材保存剤) に規定する木材保存剤 (ただし,クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の
	◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm, 設計基準強度18N/mm²)とし、厚さは 50mmと   する.		◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による.		規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。), これと同等の薬剤を用いたK2から K4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が
	・床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際ののみ込みは250mm。断熱		◎試練りは(行う・行わない).		施されているもの又は認証木材建材 (ADマーク表示) として認定された保存処理材を使用するものとする. ・樹種及び等級
	材のある場合ののみ込みは400m以上とする.		◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。	2. 製材	施工箇所 樹種 寸法 材料の等級 形 状 表面の仕上げ 含水率 備 考
	・防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。		◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいず		
			れか1つについて確認をとらなければならない. (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制		
章 項目	特記事項	-	アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m <sup>3</sup> に含まれるアルカリ総量をNa-0機算で3.0kg以下にする.		179
5 · MM 章	規格番号     規格名称     種類の記号     径 (mm)       JIS G 3112     鉄筋コンクリート用棒鋼		(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用		造作 # A·B·C
鉄	_ 建築基準法の規定に _ 基づき認定を受けた鉄筋		JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメ		
筋工事	JIS G 3551 溶接金網及び鉄筋格子 網目の形状: 寸法: 径:		ントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用	章 項 目 13 1. 一般事項	特 記 事 項  ②屋根葺き材, 緊結金物については, 下地も含め安全性を確認し, 監督員の承諾を得ること.
2. 材料試験	◎材料試験は行わない.		骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使	章	
	ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。		用する. 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミ	屋根	◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による.
3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は 電ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 )とする.		クストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」, JIS A 1146骨材 のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルパー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)	及び	<ul><li>◎建築基準法に基づき定められた区分等</li><li>基準風速 Vo=( )m/s</li></ul>
	◎結束線の端部は内側に折り曲げる.		の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルパー法)」による.	E IN	地表面粗度区分 ( I · II · III · IV ) 精雷区分 建設省告示第1455号 別表( )
			◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。	事	
	◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による.	4. レディミクストコンクリー	<ul><li>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</li></ul>	2. 折板葺	◎折板は、JIS A 6514(金属製折板屋根構成材)による。
	◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による.	工場の指定			顕板の 施工箇所 厚さ 塗装面 形 式 山高 山ビッチ 耐 カ 軒先面戸 裏打ち材 の適用 の有無
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	©柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする.	5. 型枠	◎型枠は、(県産木製型枠・合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・プロック)とする。		(mm) (mm) (mm) (mm) (mm) (mm) (mm) (mm)
			型枠の種別 仕上げ種別 塗装の有無 材質 厚さ 適用箇所 県産木製型枠 – なし		
			6.8.2 (2) (ア) A 種 あり		
			6.8.2 (2)(イ) B 種 なし 6.8.2 (2)(イ) C 種 なし		◎断熱材 (・有り 厚さ mm, 種別 ,防火性能 時間, ・なし)
			[ 6.8.2 (2)(イ)   普通型枠 なし		◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。また、タイトフレーム、けらば納めは屋根葺き工法に
			◎スリーブの材種( )		応じた専門業者の仕様による.
			◎打ち放し仕上げの打ち増し厚さは ( ) mmとし、打ち増しの範囲は図示による		◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の関隔。固定方法等を施工計画書として提出する。
			◎打ち放し仕上げのコーンは原則,Pコンとする. また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より		◎JIS G 3302以外のタイトフレームの表面処理
			●打ら放し仕上げのコープは原則、ドコンとする。また放坐後の八年のは、僧指モルダルにより打ら放し曲より 2mm程度、引込める。		
		6. 無筋コンクリート	<ul><li>◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する.</li></ul>		©直接外気に影響を受けない屋内の場合は(・標仕14.2.2 ・E種 ・F種)とする。
			・捨コンクリート ②設計基準強度 ( 18 ) N/mm <sup>2</sup> , スランプ ( 15 ) cm	5. とい	◎とい受金物 形状( ) 取付間隔( )
			◎適用箇所:		◎材種( ) 径( )



●日付		●工事名称	●図番	
2022.06.20		R4グリ コウノトリ救護センター(仮称)一時保護施設整備工事	A - 0 3	
		●図面名称	●縮尺	
		特記仕様書(3)	Non	

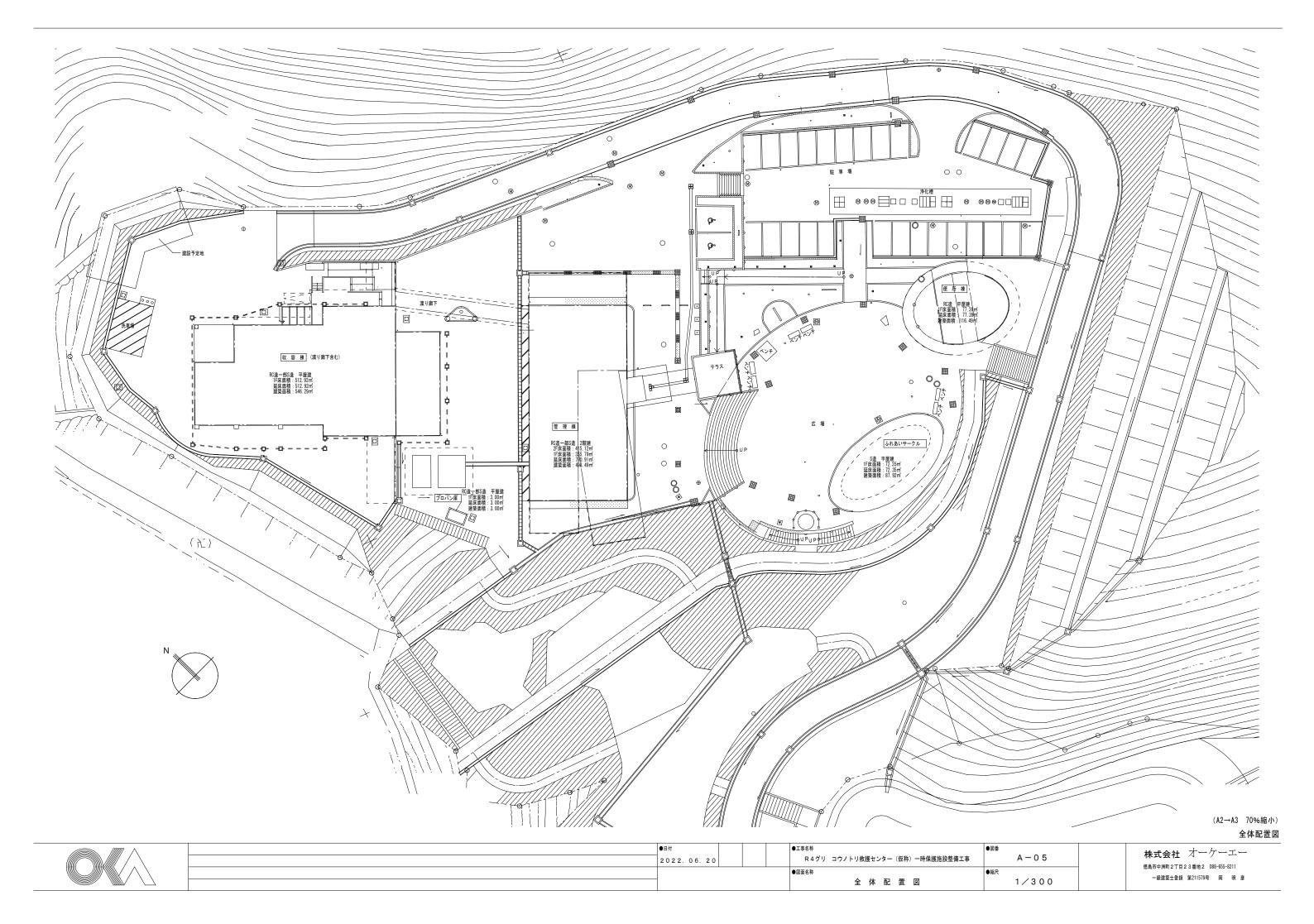
株式会社 オーケーエー 億島市中渊町2T目23番地2 088-655-8211 - 級建築±登録 第211579号 岡 明 彦

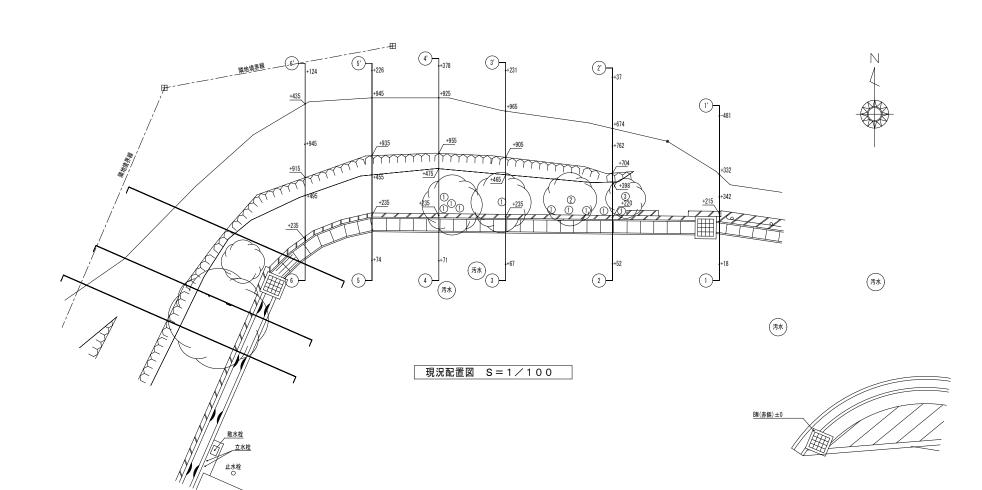
### 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
□ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○	
## 2 事 項 目   特 2 事 項	
正   日   特   日   特   日   日   日   日   日   日	
# 1	
1 - 総業項 の下地震を用いる他水震器を用のた他入び各登り期は、実施のうえ速度の水湿しを行って、次の層の造り方にかかる。 のコンクリート等面の下地及び各登り期は、実施のうえ速度の水湿しを行って、次の層の造り方にかかる。 のコンクリート等面の下地及び各登り期は、実施のうえ速度の水湿しを行って、次の層の造り方にかかる。 のモルタルは(関係製造会材料・・仮配合材料・・仮配合材料・ の下地、登り国等の月いている部分は、直ちに補幹する。  使用音所 仕上の種類 目地の材質 防水の有無 環 考	
### 2 日本	
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	
■ 日地の対策 (日地の対策 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	
●下苑・参り画等の薄いている部分は、直ちに補修する。	
<ul> <li>②目地の位置及び寸法は、図示による。.</li> <li>③防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による.</li> <li>③総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること.</li> <li>3. 壁紙張り</li> <li>3. 壁紙張り</li> </ul> 第本に回り、「大力シウリート直均し」 ③施工箇所(土間コンクリート)	
<ul> <li>②目地の位置及び寸法は、図示による。.</li> <li>③防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による.</li> <li>③総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること.</li> <li>3. 壁紙張り</li> <li>3. 壁紙張り</li> </ul> 第本に回り、「大力シウリート直均し」 ③施工箇所(土間コンクリート)	
<ul> <li>②目地の位置及び寸法は、図示による。.</li> <li>③防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による.</li> <li>③総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること.</li> <li>3. 壁紙張り</li> <li>3. 壁紙張り</li> </ul> 第本に回り、「大力シウリート直均し」 ③施工箇所(土間コンクリート)	
②防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による.         ②総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること.         3. 除コンクリート直均し         ②施工箇所(土間コンクリート)              3. 壁紙張り             施工箇所       種類       防火性能の級別       素地ごしらえ       不燃材料等の区分       備       考	
<ul> <li>◎総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること.</li> <li>3. 壁紙張り</li> <li>施工箇所 種類 防火性能の級別 素地ごしらえ 不燃材料等の区分 備 考</li> <li>◎施工箇所(土間コンクリート)</li> </ul>	
3. 床コンクリート直均し ◎施工箇所(土間コンクリート)	
3. 床コンクリート直均し ◎施工箇所(土間コンクリート)	
住上げ   Constant Marker No. Constant No. C	
◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の壁紙を	
使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする.	
章 項目 特記事項	
16 1. アルミニウム製建具 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠の見込寸法 使用箇所 表面処理 4. 断熱・防露	
建 具 工 工	
事 ©ロックウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散 ● 量は、F☆☆☆とする.	
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の断熱材	
◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316) ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ 合成樹脂製 ) を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする.	
<ul><li>◎防鳥網の材質は、ステンレス (SUS304) 線材、線径1.5mm, ピッチ15mmとする.</li><li>◎断熱材現場発泡工法</li></ul>	
◎製作所: 評価名簿による.	
□ ②建具には製作業者名を表示すること. □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
2. 建具用金物 ©金物の種類及び見え掛り部の材質は、標仕 表16.8.1による.	
◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による.	
<ul><li>◎樹脂製建具に使用する丁番は標仕表16.8.3による.</li><li>『握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による.</li><li>ル樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。</li><li>ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤</li></ul>	
<ul><li>◎木製建具に使用する丁番は標仕表16.8.4による.</li><li>◎木製建具に使用する戸車及びレールは標仕16.8.5による.</li></ul> を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする.	
<ul><li>○マスターキーは、製作する( 組). その他の鍵の製作本数は( 組)</li></ul>	
章     項目       特記事項	
18     1. 合成樹脂エマルション     「ア ム 種 別 まかっしょう 焼 来 20 1. 屋外ケージ ©フェンスの種類 (参考) 基準風速: 36m/sec	
<u> </u>	
表	
O A A A A A A A B A B A B B B B B B B B B B B B B	
の他       2. 屋内ケージ       ②大型犬ケージ (ネット購入) 材質: スチール	
事	
4. 目隠しカーテン ©メッシュシート、カーテン金具	
◎製造所:評価名簿による.	
5. ユニットハウスの種類	
屋根: ガルバリウム鋼板葺き t =0.5 断熱材: スライロフォーム t =30       外壁: 複合パネル (外面: カラー鋼板 t =0.27+断熱材: スチレンフォーム t =40+内面: カラー鋼板 t=0.27)	
竪樋:塩ビ製カラー竪樋	
・ 「新磁:塩ビ製カラー軒樋 ・ 「「「「「「「「」」」」	
◎製造所:評価名簿による.	
●BH ●I ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	



●日付	●工事名称	●図番	Τ
2022.06.20	R 4 グリ コウノトリ救護センター(仮称)一時保護施設整備工事	A - 0 4	
	●図面名称	●縮尺	1
	特記仕様書(4)	Non	

株式会社 オーケーエー 徳島市中洲町2丁目23番地2 088-655-8211 一級建築士登録 第211579号 岡 明 彦



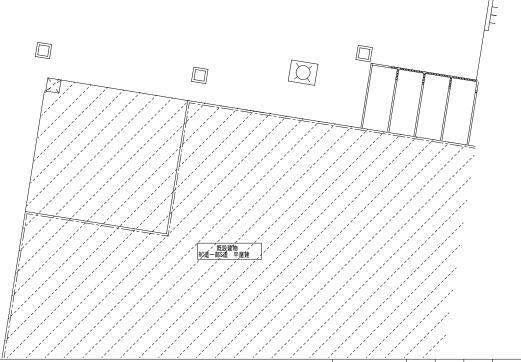


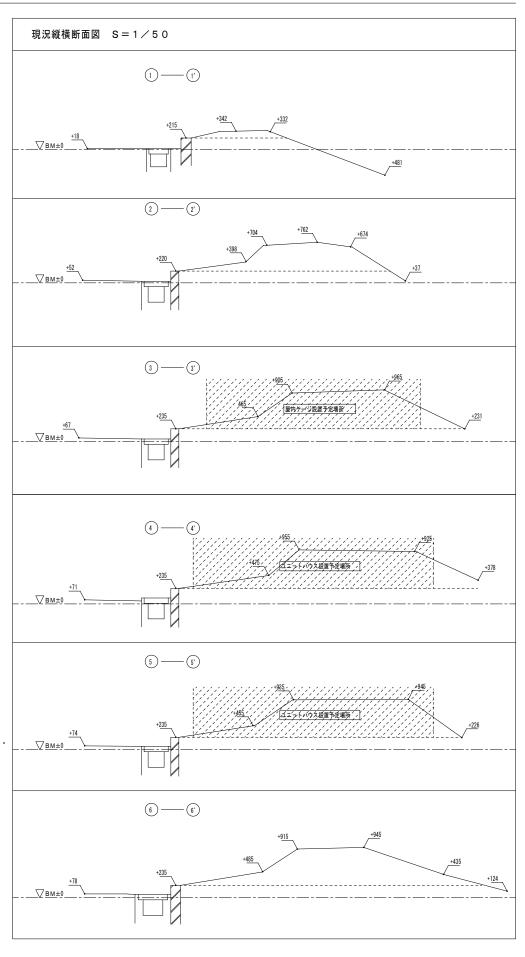
		撤去樹木	
	樹木種類	高さ (m)	本数
1	アセビ	1. 4	10
2	イスノキ	2. 5	1
3	ウバメガシ	2. 5	1

現況平面図は敷地の現況を実測したものであり境界を確定するものではありません。 新しく施壁等の構造物を施工する場合は、徳島県及び隣地土地所有者並びに道路対側 土地所有者との協議を必ず行ってください。

令和元年7月5日実測

測定点は営業の指示による。



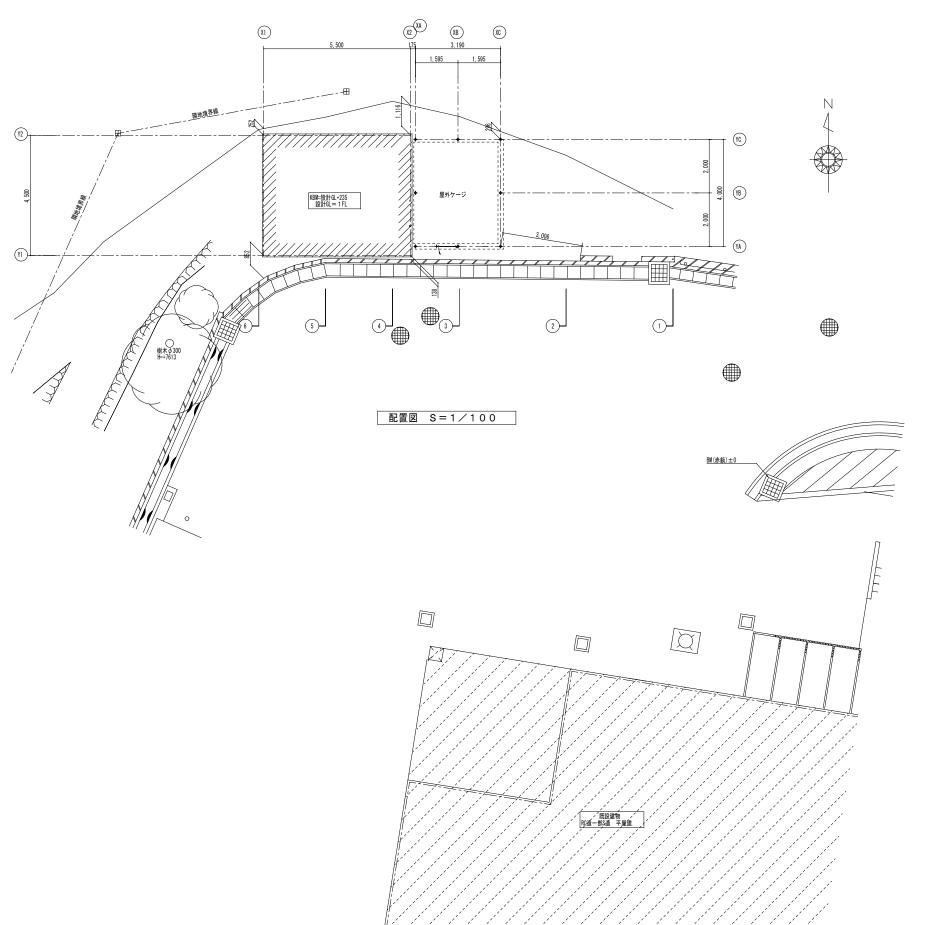


(A2→A3 70%縮小)

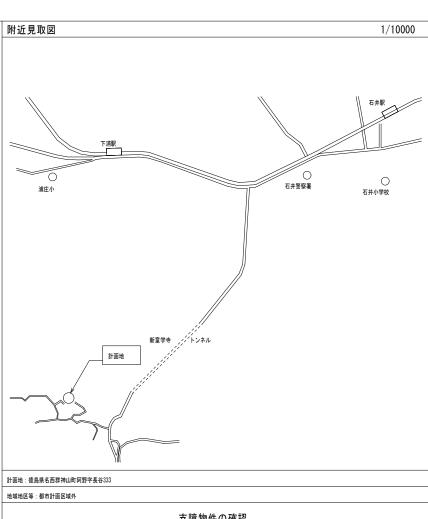
現況配置図・現況縦横断面図

●工事名称 株式会社 オーケーエー A - 06R 4 グリ コウノトリ救護センター(仮称) 一時保護施設整備工事 徳島市中洲町2丁目23番地2 088-655-8211 一級建築士登録 第211579号 岡 明 彦

2022. 06. 20 1/100 1/ 50 現状配置図・現況縦横断面図



2022. 06. 20



## 支障物件の確認

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設資材設置を 含む)着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置

(平面・深さ) , 規格, 構造物等を確認しなければならない.

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さ

なければならない.万一,損傷を与えた場合は,ただちに監督員に報告するとともに,施設の運営に支障が

ないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること.

(A2→A3 70%縮小)

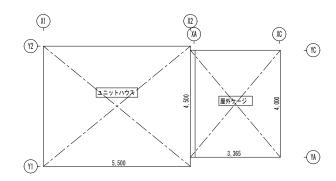
配置図・付近見取図・支障物件確認図

A - 07R 4 グリ コウノトリ救護センター(仮称) 一時保護施設整備工事 配置図・付近見取図・支障物件確認図 1/100

株式会社 オーケーエー 徳島市中洲町2丁目23番地2 088-655-8211 一級建築士登録 第211579号 岡 明 彦

外部仕上表		特 記 事 項					
屋根	長尺カラー鉄板差 t=0.35						
外 壁	金属サイディング t=16(ブラウン)						
竪樋	スチール製竪樋 42×29						
軒 樋	使質樹脂製軒樋 W100						
内部	内						

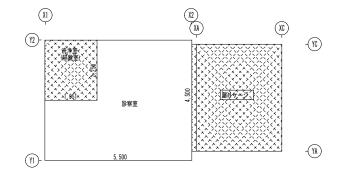
	÷ 2		床	巾木		壁	天 井	工 # 吉	/#± =#v.
	至	仕 上	下 地	仕 上	高さ	仕 上	仕 上	天井高	UH √5
ユニット ハウス	診察室	厚膜型エポキシ樹脂系塗り床材	土間コンクリート	ステンレス巾木	135	ブリント合板 t=4	プリント合板 t=4	2, 382	屋内ケージ(1面のみラワン合板張り)
	資材室(更衣室) 一時保護室	一部:コンクリート直押え				FK t=8.0 EP塗			吊り下げカーテンレール、カーテン
						設備壁:FK t=8.0 EP塗			流し台、ステンレス面台
	洗浄室(隔離室)	コンクリート直押え	土間コンクリート	ステンレス巾木	135	ブリント合板 t=4	ブリント合板 t=4	2, 283	防護ネット (目開き 15mm程度 ウエイト付き)
						FK t=8.0 EP塗			流し台、ステンレス面台
						設備壁:FK t=8.0 EP塗			
E	屋外ケージ					外部:メッシュフェンス (菱形 30mm)角程度)	外部:メッシュフェンス (菱形 30mm角程度)	2, 500	目隠しカーテン(メッシュシート、カーテン金具)
						内部:防護ネット(目開き 15mm程度 ウエイト付き)	内部 防護ネット(目開き 15㎜程度)		



# 1階 S=1/100

## 面積計算

屋外ゲージ	3, 365x4. 00	13. 46	m²
ユニットハウス	5. 50x4. 50	24. 75	m³
建築面積	13. 46+24. 75=38. 21	38. 21	m²
延床面積		38. 21	m²



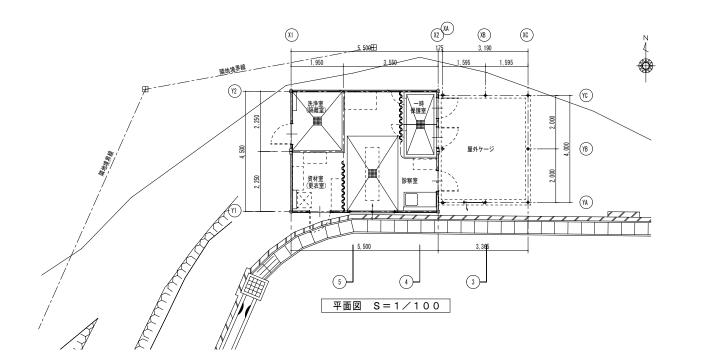
1階 S=1/100

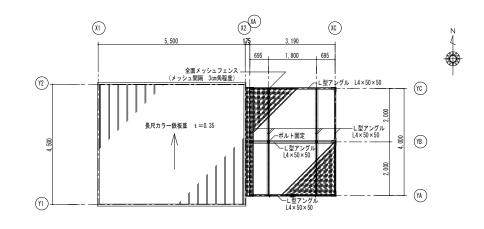
告示第1436号第四号二(2) 非居室

			床直	面積			開口部	ß			採光	計算			換 気	計算				排煙 計	算	
階	室 名	∃⊐ (m)	タテ (m)		面積 (㎡)	建具番号	W (m)	H (m)	箇所	採光率 (分母)	必要面積 (㎡)	補正係数	有効面積 (㎡)	換気率 (分母)	必要面積 (㎡)	開口 係数	有効面積 (㎡)	排煙率 (分母)	必要面積 (㎡)	有効幅 (m)	有効高 (m)	有効面積 (㎡)
1	診察室	5. 50	4. 50		24. 750	AW-1	1.66	1. 916	2			3	1. 441			0.5	3. 181			0. 83	0. 395	0. 656
		1.951	2. 25		-4. 390	AD-1	0.74	1.869	4							1	5. 532			0. 74	0. 325	0. 722
					20.360								1.441				8. 713					1. 377
		合計			20. 36					20	1.02		1. 44	20	1.02		8. 71	50	0.41			1.38
													ОК				ОК					ОК

(A2→A3 70%縮小) 仕上表、面積表、ALVS計算

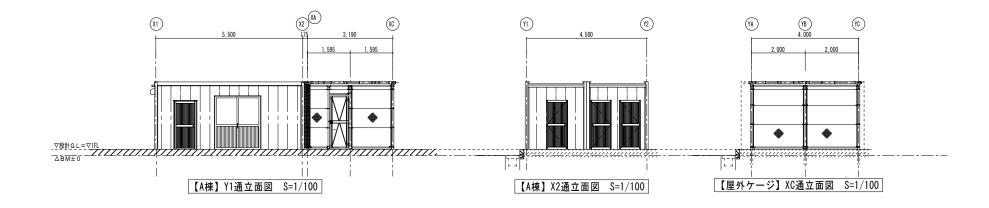
●B付	●工事名称	●図番	+4-	式会社 オーケーエー
2022.06.20	R4グリ コウノトリ救護センター(仮称)一時保護施設整備工事	A - 0 8		
	●図面名称	●縮尺	徳島市	市中洲町2丁目23番地2 088-655-8211
	仕上表、面積表、ALVS計算	1/100	-	- <b>敬建梁士登録 第2115/9号 尚 明 </b>

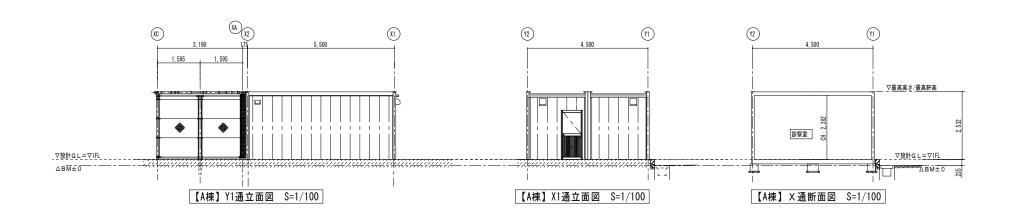




屋根伏図 S=1/100

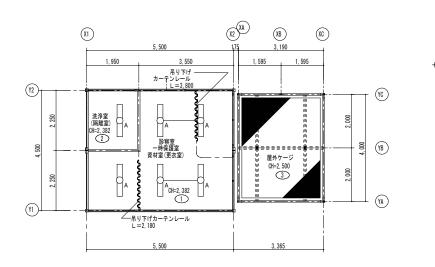
※屋外ケージ屋根:既成品フェンスに接続する形で屋根フェンスを形成すること。





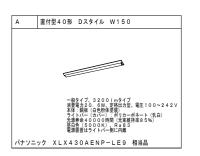
(A2→A3 70%縮小) 平面図、屋根伏図、立面図、断面図

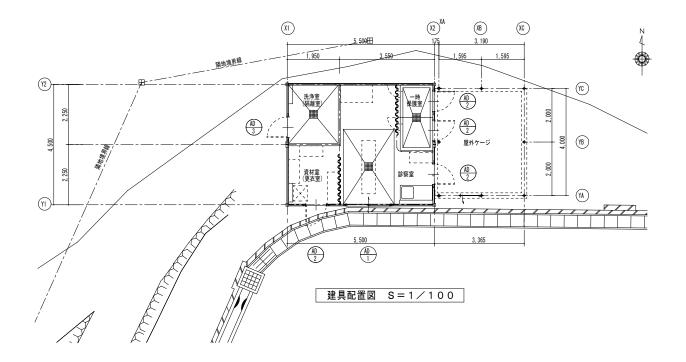
●日付 2022.06.20	●エ専名称 R 4 グリ コウノトリ教護センター(仮称)一時保護施設整備工事	●図番 A - 0 9	株式会社 オーケーエー #8.8h中洲町2T目23番地2 008-655-6211
	●図面名称 平面図、屋根伏図、立面図、断面図	1 / 1 0 0	- 級建築士登録 第211579号 岡 明 彦



天井伏図 S=1/100

. 内部	
記号	仕上
0	プリント合板 t=4
2	プリント合板 t=4+防護ネット
3	メッシュフェンス+防護ネット





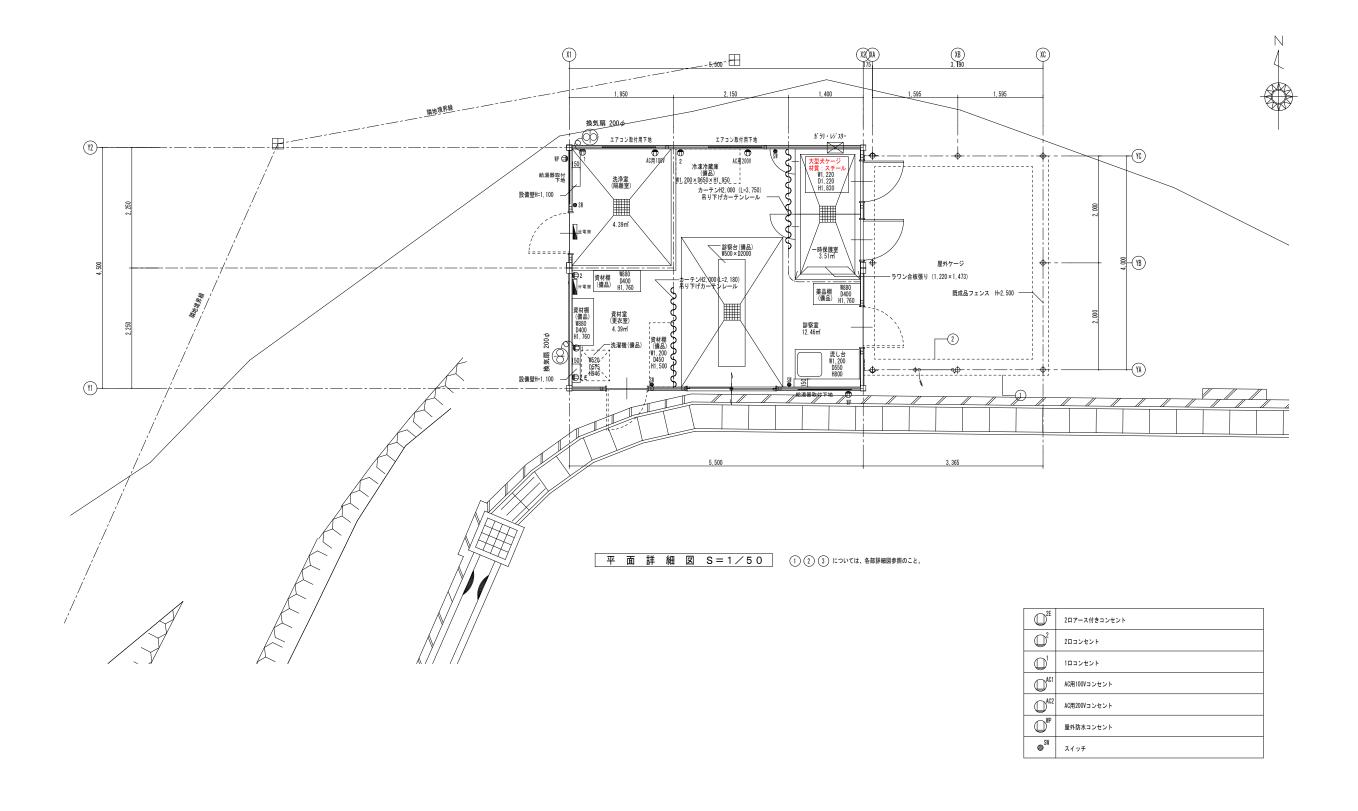
符号・型式	AD アルミ引達い戸	AD 2 片開きアルミドア	AD 3 片開きアルミドア
姿 図	0.81×0.389=0.315 天井高 図 排煙有効 図 排煙有効 1.620	0.757×0.251×4=0.760 天井高	天井高 〇 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
場 所・数 量	診察室 1ヶ所	一時保護室・診察室・資材室(更衣室) 4ヶ所	洗浄室(隔離室) 1ヶ所
ガラス・見 込	上部:FL5(下部 アルミ複合板)		上部:FL5(下部 アルミ複合板)
材 質・仕 上	アルミ	アルミ	アルミ
建具金物	引手・引達戸錠(内)サムスライダー/(外) シリンダー 付属金物一式	握玉、シリンダー錠、サムターン、ドアチェック、丁番 付属金物一式	握玉、シリンダー錠、サムターン、ドアチェック、丁番 付属金物一式
備考			

(A2→A3 70%縮小) 天井伏図、建具配置図、建具表

目付	●工事名称	●図番	
2022.06.20	R4グリ コウノトリ救護センター(仮称)一時保護施設整備工事	A — 1 0	
	●図面名称	●縮尺	
	天井伏図、建具配置図、建具表	1/100	

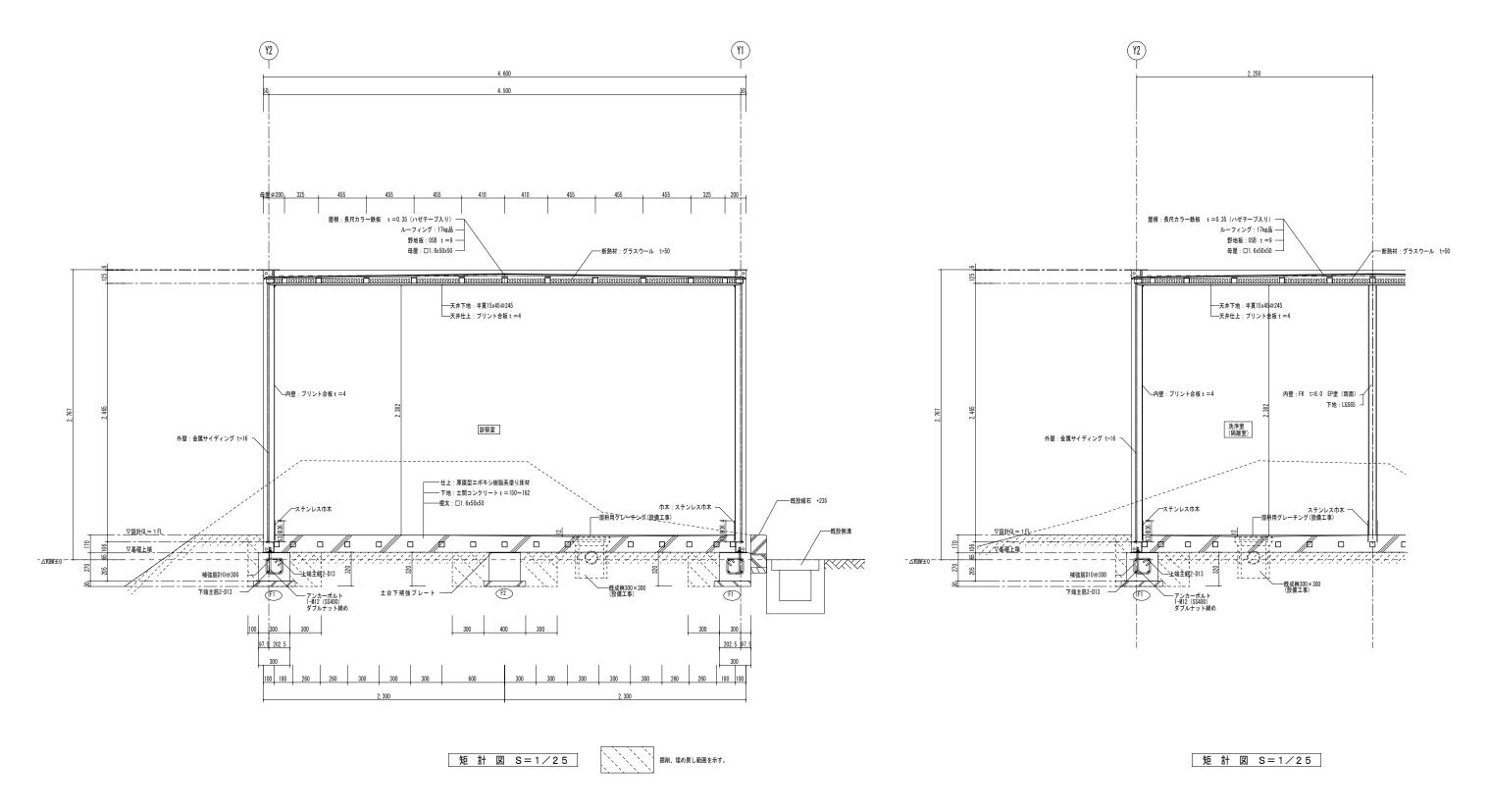






# (A2→A3 70%縮小) 平面詳細図

●日付	●工事名称	●図番	株式会社 オーケーエー
2022.06.20	R 4 グリ コウノトリ救護センター(仮称)一時保護施設整備工事	A – 1 1	株式芸社 タープ <del>上</del> 徳島市中洲町2丁目23番地2 088-655-8211
	●図面名称	●縮尺	- 信局市中洲町2 J 日 2 3 舎地2 U88-903-8211 一級建築士登録 第211579号 岡 明 彦
	平面詳細図	1/50	



(A2→A3 70%縮小)

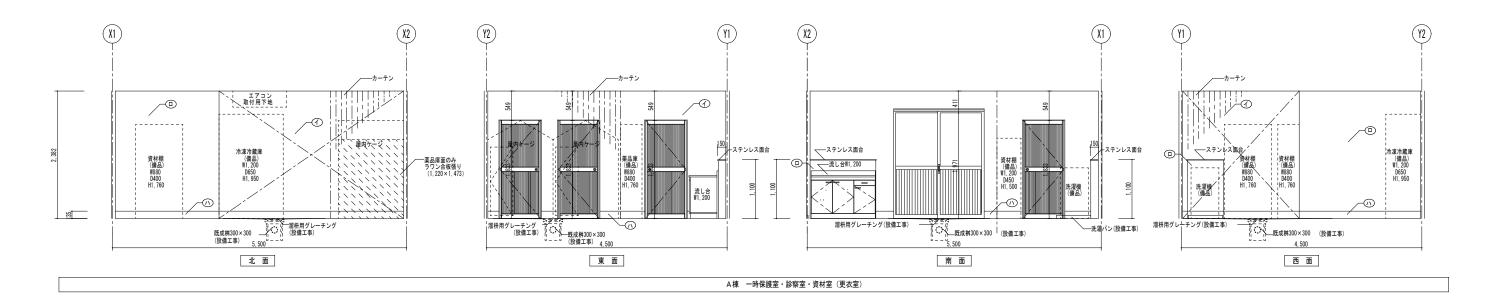
(1) 屋外ケージ 目隠しカーテン 詳細図 ② 屋外ケージ 保護ネット 詳細図 参考図 岡田装飾 D30アルミカーテンレール 同等品 天面 4方ロープ固定 ゲージ内 -3840-ゲージ外 上部鉄骨枠 ビス固定 3778 岡田装飾 D30Sブラケット(SS) 同等品 保護用ネット 岡田装飾 D30アルミカーテンレール 440T/32本15mm目周囲6Φ ネットラップ ポリエチレン4mmロープ 岡田装飾 D30ワンタッチランナー同等品 <u>上部鉄骨枠ロープ固定</u> 吊り下げ ゲージ内 平面 拡大 下部分フェンスにロープ固定 下部ウエイトチェーン || 浅野金属 チェーン5mm(SUS) 同等品 目隠しカーテン メッシュシート 同等品 下部フェンスにロープ固定 ※保護用ネットについては、株式会社カスミ 同等品とする。 ③ 洗浄室(隔離室) 保護ネット 詳細図 ④ 屋外ケージ フェンス断面 詳細図 フラットパー押さえ W44 t-3 ― メッシュフェンス (メッシュ間隔 3cm角程度) · L型アングル L4×50×50 - L型アングル L4×50×50 (フェンス胴縁にビス固定@300) (フェンス胴縁にピス固定@300) 天井下地ビス固定 ネットラップ 完全式菱形金網 φ 3.2 × 32mm400 g めっき鉄線 浅野金属 パットアイ6mm(SUS) φ4.0 保護用ネット 440T/32本15mm目周囲6Φ ネットラップ 下部ウエイトチェーン 浅野金属 チェーン5mm(SUS) 平面 拡大 同等品 ▽設計GL=1FL ― コンクリート流し込み

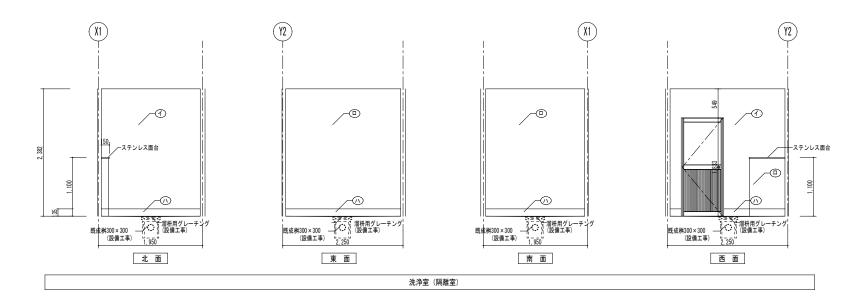
●図面名称



株式会社 オーケーエー A - 13R 4 グリ コウノトリ救護センター(仮称) 一時保護施設整備工事 徳島市中洲町2丁目23番地2 088-655-8211 一級建築士登録 第211579号 岡 明 彦 1/30 各 部 詳 細 図

(A2→A3 70%縮小) 各部詳細図

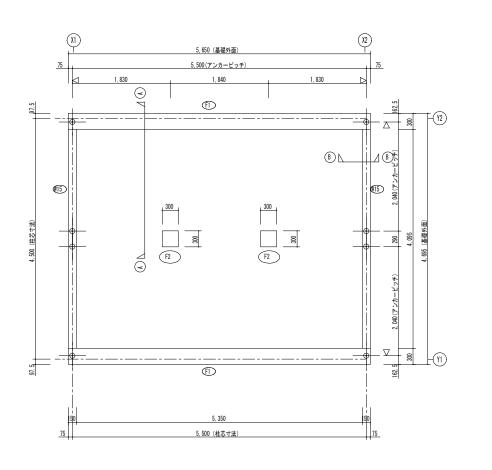




凡例	
1	プリント合板 t=4
(II)	FK t=8.0 EP塗
(1)	ステンレス巾木

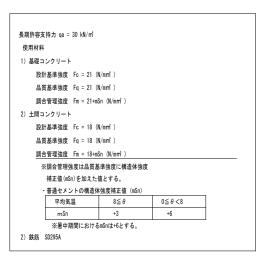
(A2→A3 70%縮小) 室内展開図

					工门及内口
	●日 付	●I	L事名称	●図番	サポータ オーケーエー
	2022.06.20		R4グリ コウノトリ救護センター(仮称)一時保護施設整備工事	A — 1 4	TALL A
		●図	図面名称	●縮尺	德島市中洲町2丁目23番地2 088-655-8211
			室内展開図	1 / 5 0	一級建築士登録 第211579号 岡 明 彦





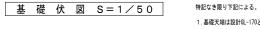
一級建築士登録 第211579号 岡 明 彦



レベル精度	2mm以内
アンカーピッチ精度	±2mm
対角精度	±3mm

\* 地盤に高低差がある場合現場監督者に確認のこと。

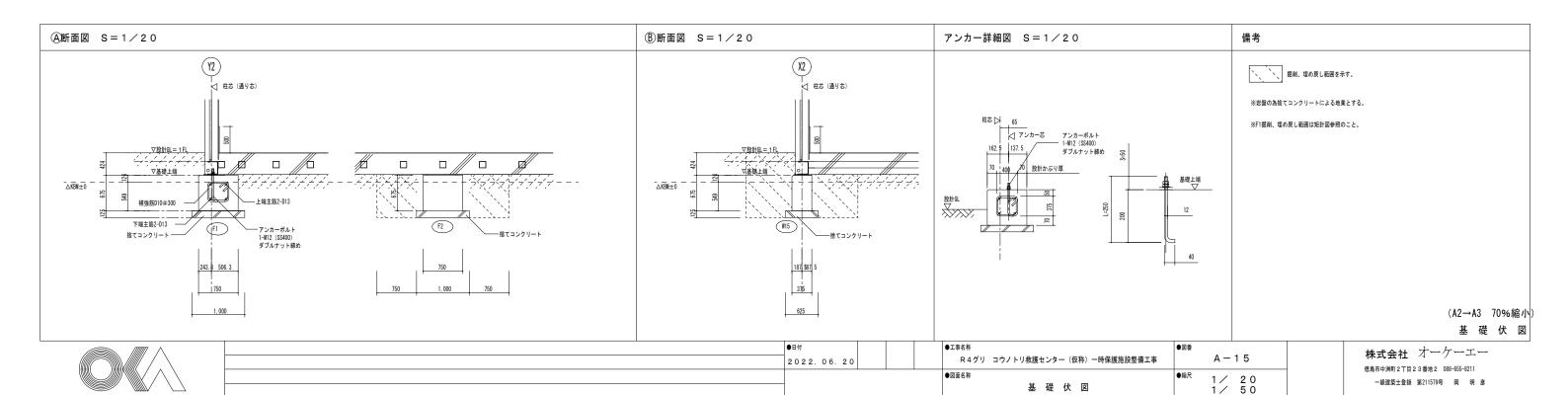
基 礎 伏 図

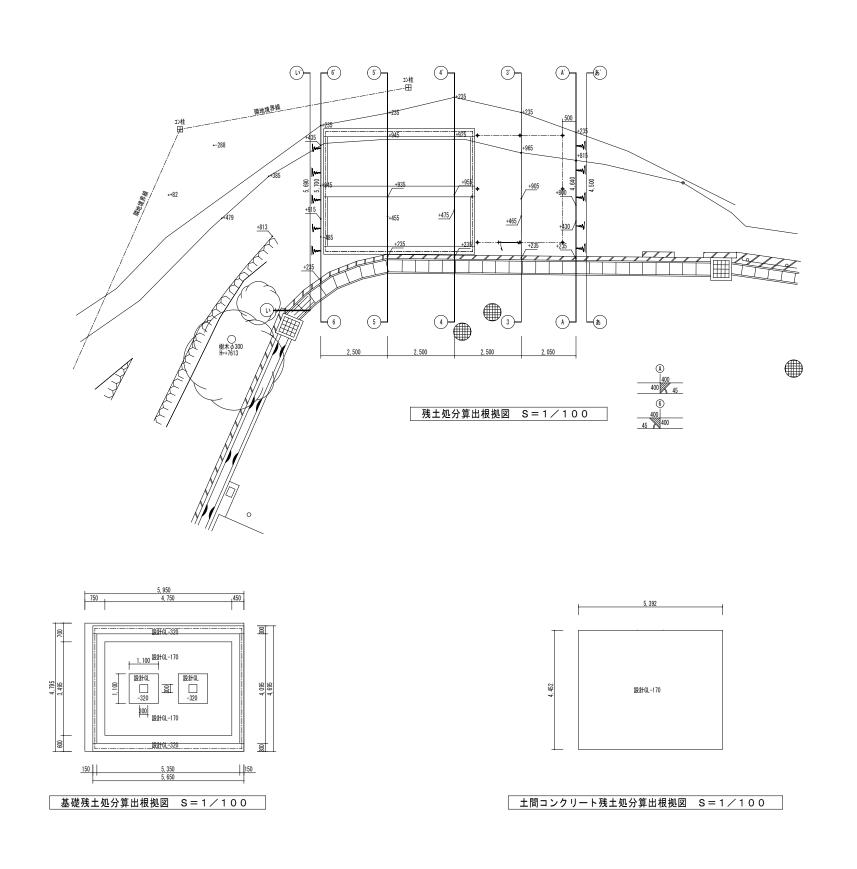


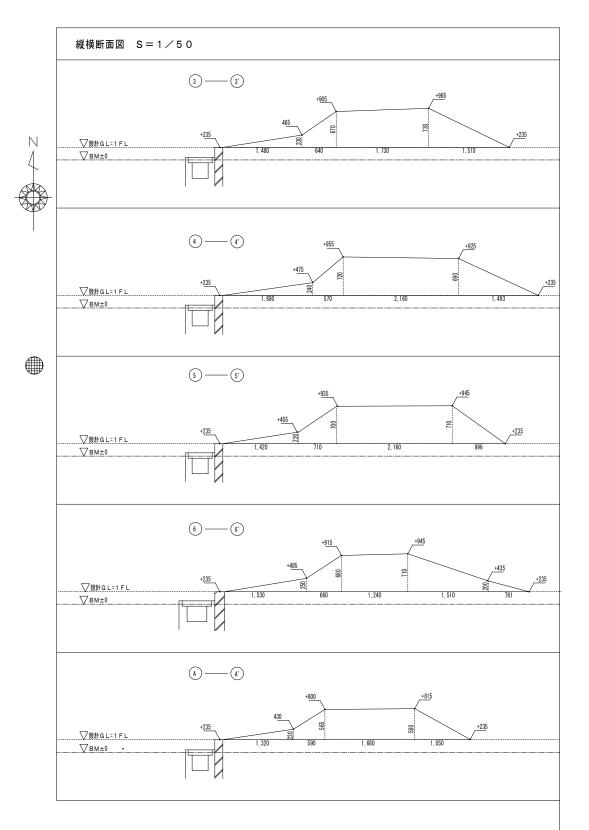
1.基礎天端は設計GL-170とする。 2. 基礎下端は設計GL-440とする。

3. 💠 はアンカーボルトを示す。

4. 特記なき ▽ はアンカーボルト芯を示す。







(A2→A3 70%縮小)

撤去配置図 • 横断断面図



### R4グリ コウノトリ救護センター(仮称)一時保護施設整備工事 概略工事工程表

	1か月	2か月	2か月			
軟岩解体・樹木伐採等工事						
基礎工事						
ユニットハウス設置						
内装工事						
屋外ケージエ事						
電気設備工事						
機械設備工事						
備品搬入						

(A2→A3 70%縮小) 概略工事工程表

	●日付	●工事名称	●図番	##☆# オーケーエー
	2022.06.20	R4グリ コウノトリ救護センター(仮称)一時保護施設整備工事	A — 1 7	株式会社 オーケーエー (億島市中州町2.1月2.3番地2.088-655-8211
		●図面名称	●縮尺	- 1 1555円平洲町21日23番地2 1000-003-0211 - 一級建築士登録 第211579号 岡 明 彦
		概略工事工程表	Non	一敬姓宋工豆稣 第211375号 岡 明 彦

#### 電気工事仕様書

#### I. 工事種目

	種	目		工 事 概 要
幹	線	設	備	図示位置への幹線設備の新築工事一式

#### II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」による、なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

#### III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 1. 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む.
- 官公署その他への届出手続等は(標仕〈1>1.1.3)により行う. なお. (監理指針〈1>1.1.3)を参考とする.
- 2. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕〈I〉1.2.2,〈I〉1.2.3)
- 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う. 結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、 品質計画にしたがって適切な処理を施す.
- また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕〈I〉1.3.4, 監理指針〈I〉1.3.4) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図, 試験成績書を含む)を監督員に 提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕〈I〉1.4.2)
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 3. 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕〈1>1,1,8)による。
- 4. 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する.
- 5. 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した 者を選定すること。
- 6. 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 7. 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる. (改修標仕 <1>2.11.3) 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する.
- 8. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- 9. 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う.
- (1) PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする.
- (2) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係 法令に基づき、作業や手続きを行う、家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理する こと

#### 10. 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による.

- (1) 本工事の建物分類は(特定の施設・一般の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。
- (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする. なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による.

設計用標準水平震度			特定の	D施設	一般の施設	
設置場所	機	器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
L 原 Wb.	機	器	2. 0	1. 5	1. 5	1.0
上層階, 屋上及び塔屋	防振	支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1.5
産工及び指圧	水	槽 類	2. 0	1. 5	1. 5	1.0
	機	器	1.5	1. 0	1. 0	0. 6
中層階	防振	支持の機器	1.5	1.5	1. 5	1.0
	水	槽 類	1.5	1. 0	1. 0	0. 6
	機	器	1.0	0. 6	0. 6	0. 4
1階及び地下階	防振	支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水	槽 類	1.5	1.0	1. 0	0. 6

#### (注) 上層階の定義は次のとおりとする.

- 2~6階の場合は最上階,7~9階の場合は上層2階,10~12階建の場合は上層3階,13階以上の場合は上層4階重要機器 (・配電盤・自家発電装置・交換機・直流電源装置・UPS・火災報知受信機
- ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・ (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- (4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

#### 11. 各種荷重計算

- 対象機材 ( ・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・
- 12. 強度計算 対象機材 ( ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・
- 13. コンクリート工事
- 受変電盤基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調合表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 )
- ※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする.

#### IV. 特記仕様2(特記事項)

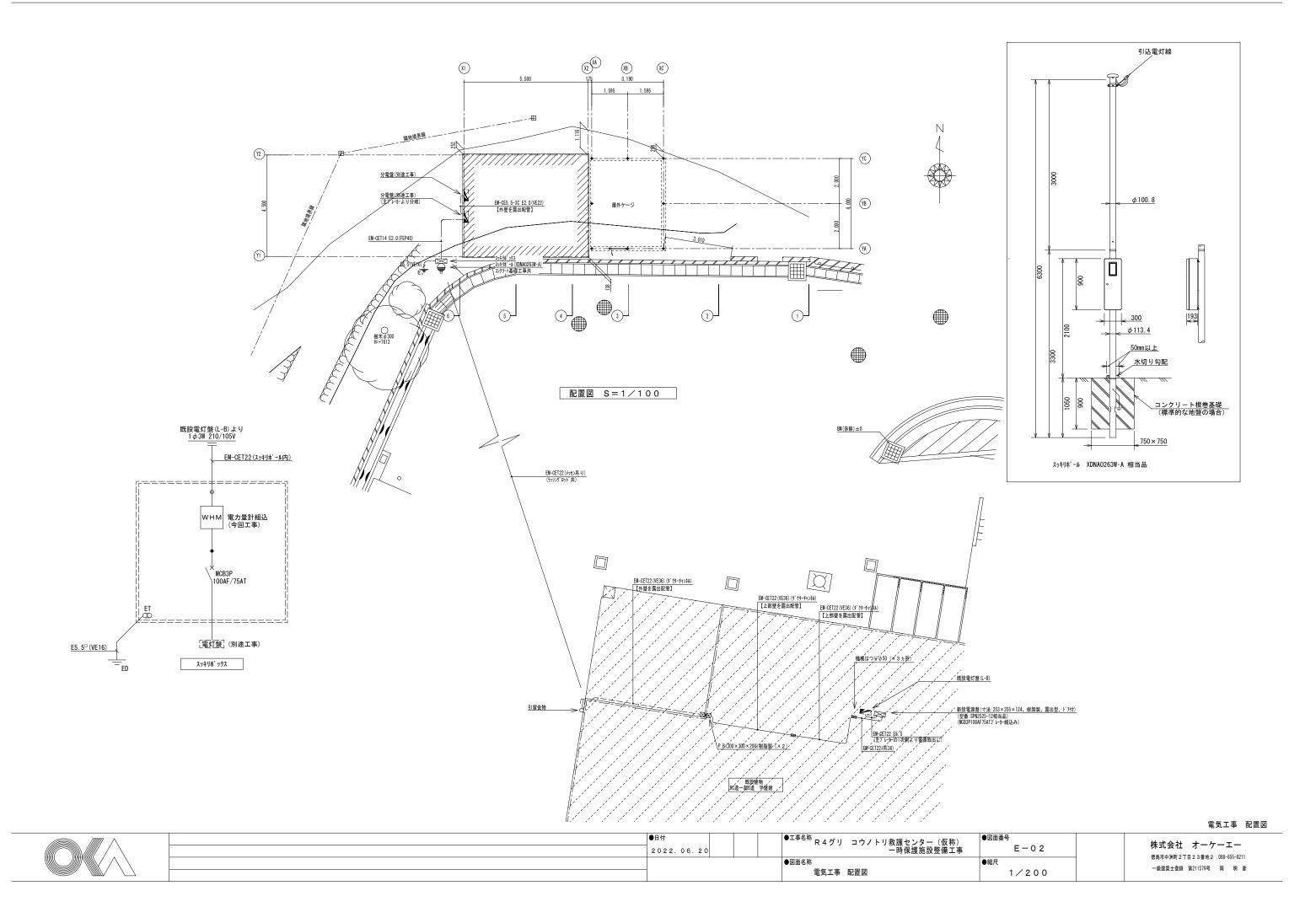
- 1. 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんぺい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する.(標仕 <2>2.2.9, <2>2.12.4)
- . フラッシュプレートの材質は新金属製とする.
- 4. カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う. なお, 屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする.
- 5. 盤内, 幹線ブルボックス内, ケーブルラック上の要所, マンホール・ハンドホール内, その他の要所には合成樹脂製, ファイパ製等の表示札等を取付け, 回路の種別, 行先等を表示する. (標仕 <2>2.2.10, <2>2.12.5) なお, 屋外において直接外気に触れる場所(盤内, プルボックス内を除く.)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする.
- 6. 屋外の金属製防水形プルボックスは、 (ステンレス製・ 鋼板製)とし、(メラミン焼付塗装・ 溶融亜鉛めっき製・ 塗装を行わない)とする.
- スリーブ材料及び施工は、標仕〈1>2.9.1、標準図 電力71~74、監理指針〈1>2.9.1、〈2>2.1.12 による.
- 8. 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 9. 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる.
- 10. E。接地極の材料はEBとしD=10, L=1,500とする. 接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける.
- 11. PF管は波付一重管, タイプ-25とする.
- 12. 屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする.
- 13. あと施工アンカーボルトの選定については、次による.
  - (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を 行う. (・ 受変電設備 ・自家発電装置 ・太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・配電盤
  - (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
  - (3) 屋外に使用するものはステンレス製 (SUS304) 又は溶融亜鉛めっき製 (HDZ35以上) とする.
- 14. 次の部分の露出する電線管,支持金物,架台等は塗装を行う.
  - (・一般居室、廊下等・・
  - 亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする. 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない. 屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする.
- 15. 地中管路の埋設深さは車両道路は 0.6m以上, それ以外は 0.3m以上とし, 高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う.
- 16. 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 17. 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 18. 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設け
- る. (標仕〈2>1.7.4) なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。 19. 太さ14mm²以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う. (標仕〈2>2.1.2)
- 19. 太さ14mmで以上の電線をダーミアルブグにより機器に接続する場合は、増齢値認の表示を行う。(標在 <2/2.1.2) 20. ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標
- 仕 〈2〉2.10.4.5)
- 21. 機材の検査に伴う試験については, 標仕 <1>1.4.5により行う.
- 製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する.
- 22. 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う. (標仕 <6>2.28.2)
- 23. 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する.

#### V. 機材等

- 1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 7. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること.
- (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること
- (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること.

品目	機材名・注記
LED照明器具	一般屋内用に限る.
盤類	分電盤(実験盤を含む),制御盤,キュービクル式配電盤,高圧スイッチギヤ(CW形,PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器,高圧進相コンデンサ,高圧限流ヒューズ,高圧負荷開閉器
	高圧変圧器(特定機器), 高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池
	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有する
	パワーコンディショナを含む.) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鋳鉄製ふた(マンホールふた)	

電気工事 特記仕様書



#### 管工事仕様書

#### I. 工事種目

	種	目		工 事 概 要
衛	生 器	具 設	備	図示位置への衛生器具設備の新築工事一式
給	水	設	備	図示位置への給水設備の新築工事一式
排	水	設	備	図示位置への排水設備の新築工事一式
給	湯	設	備	図示位置への給湯設備の新築工事一式
ガ	ス	設	備	図示位置へのガス設備の新築工事一式

#### II. 共涌什様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工 事編) (平成31年版) 」 (ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成31年版)」) 及び「公共 建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)」による. なお, 本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は, それぞ れの工事に係る標準仕様書による. また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和元年版)」を参考

#### III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 1. 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む.
- 官公署その他への届出手続等は(標仕〈1〉1.1.3)により行う. なお, (監理指針〈1〉1.1.4)を参考とする.
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種 別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、 監督員の承諾を受ける. (標仕 <1>1.2.2, <1>1.2.3)

品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う、結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、 品質計画にしたがって適切な処理を施す.

また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる. (標仕 <1>1.3.4, 監理指針 <1>1.3.4) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に 提出する. (JISマーク等表示品を除く) (標仕〈1〉1.4.2)

上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること、

- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたとき は、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1,1,8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる. (改修標仕 <2>4.1.3)
- 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する.
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1,3,9)により行う。
- (1) PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする.
- (2) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係 法令に基づき,作業や手続きを行う.家電リサイクル法に該当する機器については,家電リサイクル法により処理する

#### 10. 耐震施工

「官庁施設の終合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁堂繕部監修)」によることとし、施工は「建築設 備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。

- (1) 本工事の建物分類は(特定の施設・一般の施設)であり、地域係数は((1.0)・0.9)とする
- (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標 準水平震度を乗じたものとする. なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による.

設計用標準水平	喪度	特定の	の施設	一般の施設		
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	
1. 屋 吹	機器	2. 0	1.5	1. 5	1.0	
上層階, 屋上及び塔屋	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5	
産工及ひ培産	水 槽 類	2. 0	1.5	1.5	1. 0	
	機器	1.5	1.0	1. 0	0. 6	
中層階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1. 0	
	水 槽 類	1.5	1.0	1. 0	0. 6	
1階及び地下階	機器	1.0	0. 6	0. 6	0.4	
	防振支持の機器	1.0	1.0	1. 0	0. 6	
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6	

# (注) 上層階の定義は次のとおりとする.

- $2\sim6$ 階の場合は最上階, $7\sim9$ 階の場合は上層2階, $10\sim12$ 階建の場合は上層3階,13階以上の場合は上層4階 重要機器 (・防災機器・火気を使用する機器・タンク類・
- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする.
- (4) 質量100kg以下の軽量な機器(標件の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に 取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい.

#### 11. 各種荷重計算

- 対象機材 (・屋上, 塔屋等に設置する機器・
- 対象機材 (・配管及びダクト支持材・煙道支持材・
- 13. コンクリート工事
- ( ・ 強度試験 ( ・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調合表提出 受水槽基礎 アルカリ骨材反応抑制対策確認鉄筋材料の規格品証明書提出 )
- ※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、 立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする.

#### IV. 特記仕様2(特記事項)

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う. (標仕 <2>2.6.1, <2>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土
- 3. 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻 し, 地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う. (標仕 <2>2.7.1, 監理指針 <2>2.7.1)
- 4. 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込 み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する、埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良 質土で所定の埋め戻しを行う. (標仕 <2>2.7.1, 監理指針 <2>2.7.1)
- 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆銅管を、床下土中埋設部は保温付被覆銅管をそれぞれ使用す
- ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。
- スリーブ材料については、(標仕 <2>2.2.27、監理指針 <2>2.27)による. 貫通部の処理については、(標仕 <2>2.8.1、標 準図 施工1. 監理指針 <2>2.8.1)による. なお, 紙製仮枠を用いる場合は, 変形防止の措置を講じる.
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する
- 9. 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする. ただし、特記部分は JIS-10Kとする.
- 10. 保温工事種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする、給水管の床下、暗渠内及び屋外露 出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする. ただし、耐火二層管は保温を行わない.
- 11. 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う
- 12. 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない
- 13. ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト,ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし,屋外
- 14. あと施工アンカーボルトの選定については、次による.
  - (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を 行う. (・ 受水槽・・高架水槽・・給水ポンプ装置
  - (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する. なお、耐震支持に使用する躯体取付 用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする.
- (3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする
- 15. 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない.

(・ダクトスペース) パイプシャフト内 屋内,屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る.

次の部分の露出する電線管,支持金物,架台等は塗装を行う. 一般居室 廊下等

亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種 (JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする. 屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、塗装不要とする.

- 16. 水圧試験, 満水試験, 気密試験等は, 配管途中若しくは隠べい, 埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う.
- 17. 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんが の場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む. (標仕 <5>2.1.1)
- 18. 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けする場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で
- 埋める. また. 間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける. (監理指針 <5>2.1.1) 19. 洗面器類の排水トラップと鋼管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる.
- 20. 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4) なお、屋外及び水気のある場所(弁桝内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有す るカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印 刷又はエッチング加工されたものとする.
- 21. 機材の検査に伴う試験については,標仕 <1>1.4.6により行う.製造者において試験方法を定めている項目については,試 **験要領書を提出する**
- 22. ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する. 現地据付に際しては「据付検査 要領」を提出する.
- 23. ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする. 「本体構造等」(標仕 <8>3.1.1)で準用す る現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする.
- 24. 浄化槽の蓋(枠を含む)は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鋳鉄製とし、固定が確実で、十 分な防臭性能及び耐候性を有すること.
- 25. 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1, 2.2)を参考とする. 低圧屋内配線. 弱電流電線 については絶縁抵抗測定を行う.

#### V. 使用材料(管材)

用 透	名 孙	奋 亏	備 考
給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
"	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
" (地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
"	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
<i>''</i>	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
"	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
<i>''</i>	耐火二層管(内管VP)		
排 水(衛生器具接続部) " (屋外)	・硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
·· (達力)	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
給 湯	銅管(Mタイプ)	JIS H 3300	
"	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
" (地中埋設部)	保温付被覆銅管	原管	
" (コンクリート埋設部)	被覆銅管	JIS H 3300	
消火	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
" (地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガス	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
/±± +±==0.±0.	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
"(地中埋設部)	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
油	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP

#### VI. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等の ものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する 品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける.
- (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
- (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること.

品目	機材名・注記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、鋳鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製),無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形)
	密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた、弁桝ふた

# 配管等凡例

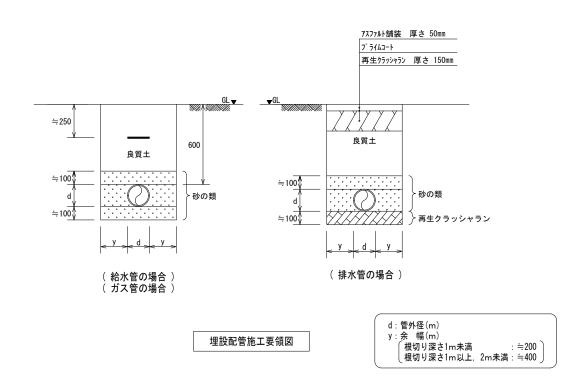
記号等	名 称
	給水管
—ı—	給湯管
	排水管
	通気管
— G —	ガス管

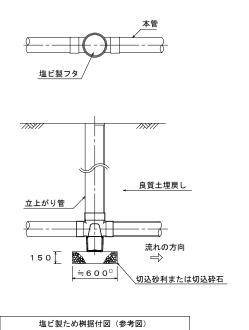
管工事 特記仕様書

			管工事 特記仕村
●日付 2022.06.20	● <sup>工事名称</sup> R 4 グリ コウノトリ救護センター(仮称) 一時保護施設整備工事	●図面番号 W — O 1	株式会社 オーケーエー 徳島市中洲町2丁目23番地2 088-655-8211
	●図面名称 管工事 特記仕様書	●縮尺 1 / N O N	- 一級建築士登録 第211579号 岡 明 彦

## 器具表

名 称	品 番 (TOTO)	品 番 (LIXIL)	付属品及び備考	数量
屋外				
横 水 栓	T 2 0 0 S N R 1 3 C	LF-7R-13	吐水口回転式	1
水 栓 柱			合成樹脂製 L=1200	1
分 岐 水 栓	T 8 7 A 1 R			1
診察室				
横 水 栓	T131SUN13C	LF-16F-13	スパウト回転式・泡沫キャップ付	1
ガス 給湯器			5号 元止式 その他付属品共	1
アングル形止水栓	T L 3 4 7 C U	LF-3VK		1
ヒューズコック			単口	1
洗濯機用水栓	TW11R	LF-WJ50KQA	緊急止水弁付	1
洗濯機用金具			T 5 A - EW-5 0	1
床上掃除口			COA-65	1
洗浄室				
ガ ス 給 湯 器			5号 元止式 その他付属品共 (将来工事)	1
アングル形止水栓	T L 3 4 7 C U	L F — 3 V K		1
ヒューズコック			単口	



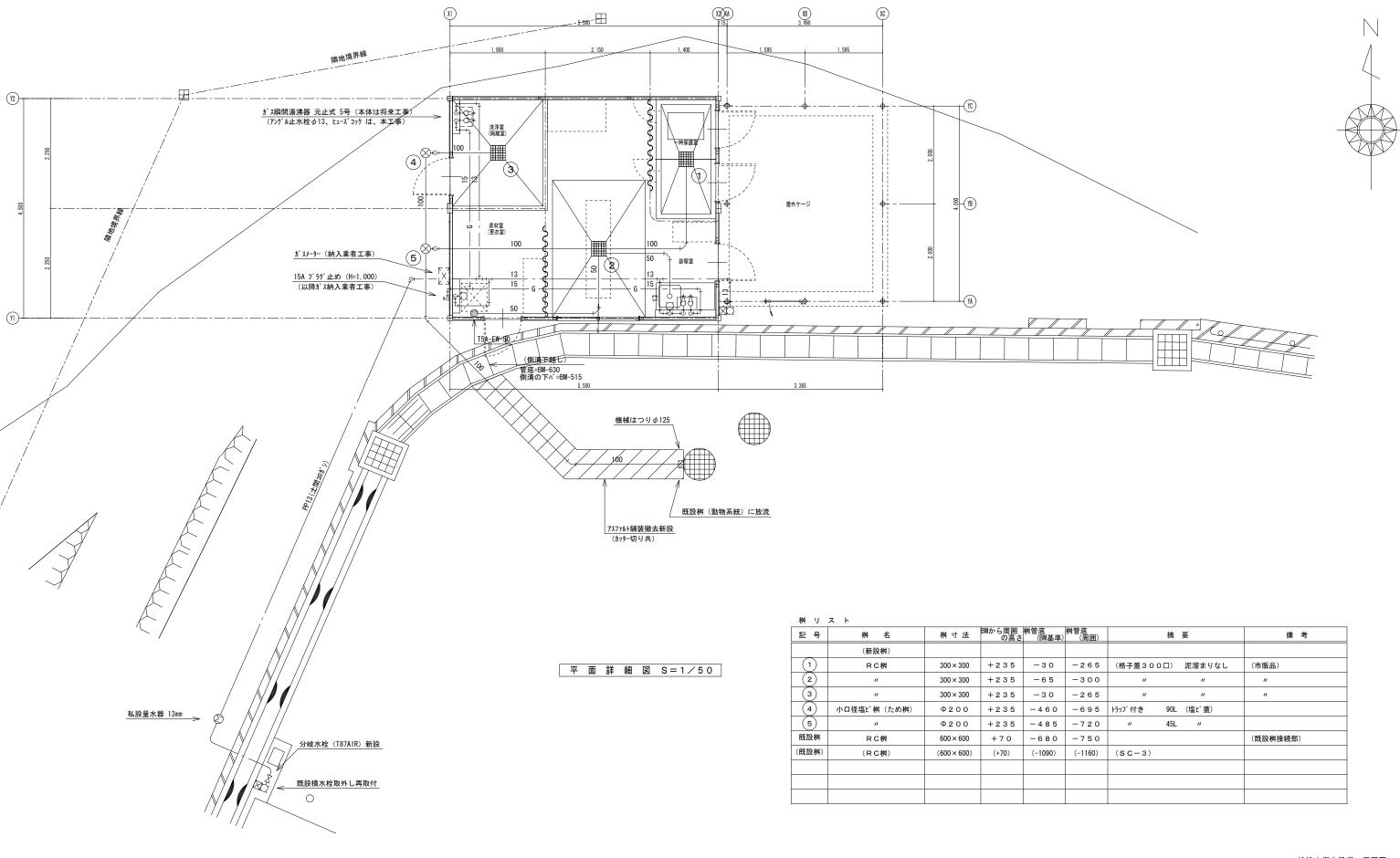


管工事 器具表 埋設配管施工要領図

株式会社 オーケーエー

徳島市中洲町2丁目23番地2 088-655-8211一級建築士登録 第211579号 岡 明 彦





給排水衛生設備 平面図

	日付: 022.06.20	•	<sup>●工事名称</sup> R 4 グリ コウノトリ救護センター(仮称) 一時保護施設整備工事	●図面番号 W - 0 3	株式会社 オーケーエー 徳島市中洲町2丁目23番地2 088-655-8211
		•	●図面名称 給排水衛生設備 平面図	●縮尺 1 / 5 0	信馬巾中洲町2 J E 2 3 香地 2 U08-003-6211 一級建築土登録 第211579号 岡 明 彦

#### 空調工事仕様書

#### I. 工事種目

種目	工 事 概 要
空気調和設備	図示位置への空気調和設備の新築工事一式

#### II. 共涌什様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工 事編) (平成31年版) 」 (ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成31年版)」) 及び「公共 建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)」による. なお, 本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は, それぞ れの工事に係る標準仕様書による. また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和元年版)」を参考

#### III. 特記什様1(一般共涌事項)

- 1. 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む.
- 官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う. なお, (監理指針 <1>1.1.4)を参考とする.
- 2. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する. また、品質計画及び工種 別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する、品質計画及び施工図等については、 監督員の承諾を受ける. (標仕 <1>1.2.2, <1>1.2.3)

品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う、結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、 品質計画にしたがって適切な処理を施す。

また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕〈1>1.3.4、監理指針〈1>1.3.4) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に 提出する. (JISマーク等表示品を除く) (標仕 <1> 1.4.2)

上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること、

- 3. 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたとき は、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による.
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる. (改修標仕 <2>4.1.3) 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する.
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う.
- (1) PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする.
- (2) 空調機器の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係 法令に基づき、作業や手続きを行う、家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理する

#### 10. 耐震施工

「官庁施設の終合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁堂繕部監修)」によることとし、施工は「建築設 備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による.

- (1) 本工事の建物分類は(特定の施設・一般の施設)であり、地域係数は(1.0)・0.9)とする.
- (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標 準水平震度を乗じたものとする. なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による.

設計用標準水平震度			特定の	の施設	一般の施設		
設置場所	機器種別		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	
L 层 70比	機	器	2. 0	1.5	1.5	1.0	
上層階, 屋上及び塔屋	防振:	支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1.5	
産工及び培産	水	槽 類	2. 0	1.5	1.5	1.0	
	機	器	1.5	1.0	1.0	0.6	
中層階	防振:	支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	
	水	槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6	
	機	器	1.0	0. 6	0. 6	0. 4	
1階及び地下階	防振:	支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	
	水	槽 類	1. 5	1.0	1.0	0. 6	

#### (注) 上層階の定義は次のとおりとする.

- 2~6階の場合は最上階, 7~9階の場合は上層2階, 10~12階建の場合は上層3階, 13階以上の場合は上層4階 重要機器 (・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・
- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする. (4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に 取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい.
- 11. 各種荷重計算
- 対象機材 (・屋上, 塔屋等に設置する機器 12. 強度計算
- 対象機材 (・配管及びダクト支持材・煙道支持材・ 13. コンクリート工事
- 熱源機基礎 (・強度試験 (・公共試験機関 ・ JIS工場 ) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調合表提出 アルカリ骨材反応抑制対策確認鉄筋材料の規格品証明書提出)
- ※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、 立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする.

#### IV. 特記仕様2(特記事項)

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う. (標仕 <2>2.6.1, <2>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土
- 3. 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め 戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う. (標仕〈2>2.7.1, 監理指針〈2>2.7.1)
- 4. 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込 み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良 質土で所定の埋め戻しを行う. (標仕 <2>2.7.1, 監理指針 <2>2.7.1)
- 冷暖房する室(天井内を含む)に設置する全熱交換機の外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温(25mm厚)を行う.
- スリーブ材料については、(標仕 <2>2.2.7、監理指針 <2>2.2.7)による. 貫通部の処理については、(標仕 <2>2.8.1、標 準図 施工1, 監理指針 <2>2.8.1)による. なお, 紙製仮枠を用いる場合は, 変形防止の措置を講じる.
- 弁類については、JIS-5Kとする. ただし、特記部分はJIS-10Kとする.
- 保温工事種別は、原則グラスウール保温材とする。ただし、厨房排気ダクトについては、ロックウール保温材とする。また、 耐火二層管は保温を行わない。
- 9. ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト,ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし,屋外 及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等についても同様とする.
- 10. あと施工アンカーボルトの選定については、次による
  - (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を
- 行う. (・ 熱源機器 ・ボイラー ・自動制御盤 ・ (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する. なお、耐震支持に使用する躯体取付 用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする.
- (3) 屋外に使用するものはステンレス製 (SUS304) 又は溶融亜鉛めっき製 (HDZ35以上) とする
- 11. 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない. (・ダクトスペース、パイプシャフト内

屋内,屋外及びピット内の支持金物等のうち,ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは,原則塗装を行わない. 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る.

次の部分の露出する電線管,支持金物、架台等は塗装を行う. 一般居室。廊下等

亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする. 屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする.

- 12. 水圧試験, 満水試験, 気密試験等は, 配管途中若しくは隠ぺい, 埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う.
- 13. 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標什 <1>1.7.4) なお、屋外及び水気のある場所(弁桝内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有す るカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印 刷又はエッチング加工されたものとする.
- 14. 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.6により行う. 製造者において試験方法を定めている項目については、試 験要領書を提出する.
- 15. ダクトは図面特記部分以外は、低圧ダクトとする.
- 長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法
- ・コーナーボルト工法 ( ・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法 ) ・ アングルフランジ工法 ) 上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは、アングルフランジ工法とする。
- 16. 冷媒管に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする.
- ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい.
- 17. 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1, 2.2)を参考とする. 低圧屋内配線、弱電流電線 については絶縁抵抗測定を行う.

#### V 使用材料(管材)

	л м	10 W	田っつ	Niii 22
	冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	"	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	"	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	"	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
[	冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
	膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	<i>''</i>	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	蒸気(往)	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
	蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
	油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
d	冷媒	断熱材被覆銅管	原管 JIS H 3300	
d	排水	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742 を使用してもよい)
	<i>''</i>	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	"	耐火二層管(内管VP)		
		·		

#### VI. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等の ものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける.
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する 品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける.
- (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
- (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること.

品目	機材名・注記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、鋳鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製), 無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む.), 直だき吸収式冷温水機
	小形吸収冷温水ユニット,遠心冷凍機
冷却塔	
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット(カセット形共)、コンパクト形空気調和機
	パッケージ形空気調和機、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形、折込み形、袋形)、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形), 全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機),斜流送風機,軸流送風機,消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御システム	
タンク	密閉形隔膜式膨脹タンク(空調用)
中央監視制御装置	

### 配管等凡例

記号等	名 称
— R —	冷媒管
— D —	ドルで
	換気ダクト

空調工事 特記仕様書

株式会社 オーケーエー 徳島市中洲町2丁目23番地2 088-655-8211 一級建築士登録 第211579号 岡 明 彦

	●日付	● <sup>工事名称</sup> R 4 グリ コウノトリ救護センター (仮称)	●図面番号
	2022.06.20	■ R 4 グリ コウノトリ救護センター(仮称) 一時保護施設整備工事	M – 0 1
		●図面名称	●縮尺
		空調工事 特記仕様書	1 / N O N

